

參議院法務委員會會議錄第十一號

平成十四年十二月三日(火曜日)

午前十時開會

委員の異動
十一月二十九日

十二月二日 江田 五月君 堀 利和君
 辞任 補欠選任

1

出席者は左のとおり
委員長 魚住裕一郎君

委員

六

四

卷之三

第三回 漢朝委員公公詣金殿

ための手法の整備ということなんですが、これらの大企業から質問をさせていただきます。

法務省、最高裁を始め関係当局におかれましては、どうぞ、國民に分かりやすく、共感を得られるような言葉でお答えをちょうだいしたいと思います。

今回、会社更生法改正法案について審議をする前提として、倒産処理の仕組みについて、また、その利用状況等についておきたいをしておきたいと思います。

現在、我が国は、いわゆる私的整理のほかに様々な法的整理の手段が用意されており、そこで法務大臣にお伺いします。我が国の現行倒産法の概要についてお聞かせください。

○國務大臣(森山眞弓君) 現在、我が国の倒産法に基づく会社更生手続、三番目は会社更生法に基づく特別清算手続、四番目は商法会社編に基づく会社整理手続、五番目が同じく商法会社編に基づく民事再生手続、二番目は民事再生法に基づく民事再生手続、三番目は会社更生法に基づく会社更生手続、四番目は商法会社編に基づく会社整理手続、五番目が同じく商法会社編に基づく特別清算手続というふうに考えられます。

このうち、最初の破産手続及び特別清算手続、これは五番目に申しましたが、この二つは、経済的に破綻した企業等の財産をすべて換価し債権者に配当等を行う清算型の手続でございまして、二番目、三番目、四番目に申し上げました三つは、つまり民事再生手続、会社更生手続及び会社整理手続は、経済的苦境にある企業等について債権の減免等を行うことによってその経済的な立ち直りを図る再建型の手続でございます。

以上、五つが大まかに分けたところでござります。○柏村武昭君 以上で概要はよく分かりました。次に、今回の改正のきっかけでございますが、我が国では景気の低迷が長引いていることによつて、中小企業だけではなくて東証第一部に上場する大企業でさえも倒産の憂き目に遭う、そうした

異常事態に着目したものであると思います。

ここで法務当局にお伺いしたいんですが、近年における企業倒産の実情、特に倒産全体の件数についてお聞かせをお願いします。

五千件程度で推移しております。近年これが大分上昇いたしまして、平成十二年及び平成十三年は一万九千件前後で推移しているという実情にござります。

○柏村武昭君 随分増えているわけでございますが、続きまして最高裁にお伺いします。

最近の法的倒産処理手続の申立て件数についてお聞かせをください。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 会社更生事件につきましては、全国で、平成十二年に二十一件、平成十三年に四十七件の申立てがありまして、本年につきましては、十月末までございまして、八十六件の申立てがされております。

民事再生事件につきましては、平成十二年四月の施行以来、同年十二月までに六百六十二件、平成十三年に千百十件の申立てがありまして、本年につきましては、十月末までに九百二十二件の申立てがされております。

それから、個人破産を除いた破産事件についてございますが、職権によるものも一部は含まれておりますけれども、平成十二年は六千二百六十八件、平成十三年は八千七十七件であります。本年は、十月末までに七千八百九十六件でございます。

これらの件数に、その他の法的倒産処理手続でござります今、法務大臣から御説明ございました会社整理事件それから特別清算事件とを合計いたしまして、本年につきましては、十月末までに九千百八十三件となつております。

○柏村武昭君 今の数字を見るだけでもデフレ不況がいかに深刻か、よくお分かりではないかと思

うんですが。

会社更生法は、初めに申し上げましたとおり、昭和二十七年、つまり、今からちょうど五十年前に制定されたものであります。その後は一度だけ

手直しがされただけで、経済という生き物を相手にするには余りにも古臭い法律になつてしまつてあります。大日本帝国憲法あるいは日本国

憲法のような不磨の大典になつてしまつたのではないか、そう思ひざるを得ません。

そこで、現行会社更生法の制定経緯とその特徴及び昭和四十二年改正の内容について法務当局にお伺いします。

○政府参考人(房村精一君) 現行法の会社更生法、ただいま委員から御指摘のとおり、昭和二十七年に成立しておりますが、これは、第二次世界

大戦後、我が国におきましては商法の大改正など、企業法制の整備に力が注がれました。しかし、その中で、我が国の倒産法が企業の再建手段として不十分なものであると、こういう認識があ

広まりまして、当時アメリカで実績を上げつづけられた連邦倒産法第十章のコーポレート・リオーガニゼーション、会社更生ですね、これに倣つて我が国でも企業の再建法制を整備すべきであります。そこで、企業法制の整備に力を注がれました。しか

し、その中で、我が国の倒産法が企業の再建手続として不十分なものであると、こういう認識が立たれております。

それから、個人破産を除いた破産事件についてございますが、職権によるものも一部は含まれておりますけれども、平成十二年は六千二百六十八件、平成十三年は八千七十七件であります。本年は、十月末までに七千八百九十六件でございます。

これらの件数に、その他の法的倒産処理手続でござります今、法務大臣から御説明ございました会社整理事件それから特別清算事件とを合計いたしまして、本年につきましては、十月末までに九千百八十三件となつております。

○柏村武昭君 今の数字を見るだけでもデフレ不況の影響を受けまして更生手続の申立て件数が非常に増加したと。そのような中で会社更生手続に様々な問題点が指摘されました。そして、そのことから、昭和四十二年に、主として会社更生手続の濫用の防止、それから下請企業など中小企業者の保護、こういう観点から改正がなされたもの

がござります。昭和四十二年の改正の主要な内容といたしまし

ては、まず、濫用防止という観点で、手続の濫用に対する裁判所のチェック機能を強化するための

調査委員制度、これを拡充いたしました。また、経営責任のある取締役等が申立て後も経営を継続

することによる弊害を防止するために保全管理令の制度を新しく創設した。それから、保全処分

を利用して後、取り下げてしまうという濫用形態が見られましたので、保全処分発令後の申立ての取下げを制限する、こういう改正もいたしました。また、中小企業保護のためには、中小企業者

の連鎖倒産を防止するため裁判所の許可を得て弁済ができる、こういう制度を新しく設ける、このような改正を昭和四十二年にいたしております。

○柏村武昭君 今回の会社更生法改正は、一部のみでなく全面的な改正と承知いたしておりますが、元々会社更生法が対象としている会社は大規模な会社でありますから、関係する当事者の数もおのずと多くなつてくるんじやないかと思いま

す。そこで、改正法案の作成に当たつては、そうした利害関係者の権利や義務についてもしっかりと配慮をして、彼らの意見等にも耳を傾けながら改正作業を進めていくことが肝要であつたと思いま

す。今回、改正要綱試案がパブリックコメントにて公表されたこともこうした背景事情に基づくものであると想います。

ここで、改正法案の取りまとめるに至る経緯と、その間における利害関係者の意見集約の状況について法務当局にお伺いします。

○政府参考人(房村精一君) 法務省は、平成八年の十月から、法制審議会において我が国の倒産法制を全面的に見直すという作業をいたしております。問題点を洗い出しをいたしました。平成九年の十二月には倒産法制に関する改正検討事項

というものを公表いたしております。その後、検討作業を進めまして、緊急性の高い民事再生法、これの制定をいたしました。さらに、個人再生のためにその改正もすると、こういう作業をいたしました。次にこの会社更生の検討作業に取り掛

かつたわけでございます。

会社更生手続の見直しにつきましては、昨年の三月から検討を具体的に開始いたしました。そして、平成九年に発表いたしました倒産法制に関する改正検討事項に対して各界から寄せられました御意見、それから民事再生手続を検討した際の審議の成果、それと最近の倒産処理実務を反映させるために新たに部会の委員から募集した意見、こういったものを踏まえまして審議、検討を拡大いたしまして、今年の三月に、会社更生法改正要綱試案、ただいま委員から御指摘の中間試案を公表いたしたものでございます。これに関しまして寄せられた意見も参考にして引き続き審議を進めまして、本年の七月に会社更生法改正要綱案を決定いたしまして、法制審の総会で九月三日に了承をされた答申をされた。

この審議の過程では、様々な各界から委員に参加していただきましていろいろな御意見が示されました。

○柏村武昭君 初めに我が国の会社更生法そして倒産処理法制について大まかにお伺いしました。

会社更生法の制定に当たっては、先ほど民事局長の言葉にもありましたように、米国占領下の時代に作業が進められたという事情もありまして米國法の影響が極めて強いということが分かりました。また、今回の改正作業におきましても、米国のいわゆるチャプターワイブン、これは連邦倒産法第十一章に定められる手続のことを指すんですねが、このチャプターワイブンとの対比についていろいろと議論があつたと理解しております。

この際、諸外国における倒産法制の現状と、特に米国連邦倒産法第十一章の内容について法務当局にお伺いしておきます。

○政府参考人(房村精一君) まず、諸外国の倒産法制でございますが、御指摘のありましたアメリ

カにつきましては、チャプターワイブン、第十一

章において個人及び法人を対象とする再建型の手続が規定されております。それ以外にアメリカに

おいては、個人及び法人を対象とする清算型の手続

違う点はどんな点かといいますと、まず第一に、手続を利用することができる債務者の範囲。

我が会社更生法は株式会社に限定しております

が、アメリカの第十一章手続においてはそういう

限はございません。

それから、債務者が申立てをする場合の手続開始の原因。これは、我が国の会社更生手続における

ある、こういう要件を満たす場合に申立てがで

きます。破産の原因となる事実が生ずるおそれ

がある場合、又は弁済期にある債務を弁済すると

すればその事業の継続に著しい支障を来すおそれ

がある、こういう要件を満たす場合に申立てがで

きます。

それから、債務者が申立てをする場合の手続開始から定期的収入のある個人の債務整理手続、これが第十三章、こういう形で五種類の手続がアメリカでは設けられています。

次に、イギリスでございますが、イギリスは大

きく分けますと法人の倒産処理手続と個人の倒産

処理手続に分けられます。そして、法人の倒産処理手続につきましては任意整理から強制清算まで四種類の手法が定められており、個人につきましては任意整理と破産という二つの種類の手続が設けられています。

それから、ドイツでは、法人及び個人の双方を

対象としたとして清算、再建という区別のない

一個の倒産処理手続が設けられております。した

がいまして、倒産処理手続の定め方次第で清算も

ありますし、また再建を図ることも可能になつ

ています。

それから、次にフランスでございますが、フラン

スでは、法人及び個人事業者が対象となる手続

と、それから消費者が対象となる手続が分けられ

るという形になつております。

このように、諸外国においても倒産法制、様々

な形が取られておりますが、特に御指摘の米国連

邦法の第十一章、これが我が国の会社更生手続と

は最も類似しておりますので、その類似点及び相

違点について若干御説明申し上げますと、まず、

両者とも債務の繰延べ、減免など、債権者等の権利を変更する条項、それから財産の譲渡、合併に

関する条項など、こういうものを定めました再建

計画案を債権者等に諮りまして、これについて法

定多數の同意が得られ、かつ裁判所の認可が得ら

れた場合には再建計画が成立し、その計画を遂行

することによって事業の再建を図ると、こういう

基本構造においては類似しているわけでございま

す。

そこで、実際にどのくらいの時間が掛かってい

るのか。最近の会社更生手続における更生手続開

始から更生計画認可決定までの平均的な審理期間についてお聞かせください。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 平成十三

年七月の時点で全国に係属しておりました会社更

生事件二百十件について調査した結果でございま

すが、更生手続の申立てから開始決定までの期間

は平均四ヶ月強であります。御質問の更生手続

開始から更生計画認可決定までの期間の平均、こ

れは約二年三ヶ月という数字でございます。

○柏村武昭君 というふうな長い、二年三ヶ月と

いうと、ほとんど忘れてしまうんじやないかとい

うぐらいの。

ただいま最高裁より示されたデータに照らして

みると、やはり会社更生手続には随分時間が掛か

り過ぎているような、そういう感じがしますが、

この点につきまして法務大臣はどうな御認識

に立つておられるんでしょうか、お聞かせください。

○柏村武昭君 申立てをいたしますと、それだけで手続を開始す

ると、こういう形になつております。

次に、その手続を開始したときの保全処分でござります。会社更生手続では、裁判所が申立て又

は職権で各種の保全処分を発令するという仕組み

になります。申立てがあ

ると自動的に債権者の権利行使がすべて禁止され

ると、こういう制度が取られております。

それから、第四に手続開始後の事業経営等の主

体でございます。アメリカにおいては、従来の經

営者が原則として事業の経営を継続するという構

造、我が国の民事再生法と同様の構造でございま

すが、これが取られておりますが、会社更生手続

では、手続開始と同時に必ず裁判所が管財人を選

任して管財人が事業経営を行ふと、こういう点が

大きく違つております。

○柏村武昭君 次は最高裁にお伺いします。

現在の会社更生手続では、その開始から終了に

至るまでに大変多くの時間や労力、そしてコスト

が掛かることが問題視されておりました。各界か

らの改正要望におきましても、正にこの点が最も

重要視されていました。私は思うわけでございま

す。

そこで、実際にどのくらいの時間が掛かってい

るのか。最近の会社更生手続における更生手続開

始から更生計画認可決定までの平均的な審理期間

についてお聞かせください。

○政府参考人(房村精一君) 現在の会社更生手

続、相当时間が掛かっているというのはただいま

の最高裁判所からの説明のとおりでございます

が、この要因につきましては、これは様々なもの

が複合的に関連しているということだとは思いま

すが、一般的に申し上げると、現行の会社更生手

統が厳格に過ぎ、柔軟性に欠けるという点に最大の要因があるのではないかと考えております。具体的に申し上げますと、まず、最初の申立てから開始決定に至るまで、こにも四ヶ月程度掛かっているという話でございますが、これは、やはり現行法が会社更生手続を開始するには更生の見込み、すなわち更生会社が将来経済的に立ち直るかどうかという経営的判断をしなければならないと、こういう構造になつていてることから、そこで相当時間が掛かっているのではないか、こう思われるわけでございます。

また、開始決定から更に更生計画の認可まで、これも二年数か月掛かっているわけでございますが、これは、その間の手続が非常に厳格だということともあろうかと思いますが、やはり、この更生計画案を提出する期限が法定されていないということが計画案の認可までに相当時間が掛かっている大きな要因ではないかと思っております。

また、その更生計画が作成されましても、可決要件が非常に厳格だということから管財人等が更生債権者の説得交渉に非常に時間と労力が掛かるなど、こういう指摘もございしますので、そういう点もやはり時間が掛かるということの要因かと思ひます。

そのほか、現行の会社更生法では定款所定の本店所在地の裁判所にしか管轄が認められておりませんので、地方に本店所在地がある場合にはどうしてもそういうところに事件が係属する。そうなりますと、関係者も手続に余り慣れておりませんので必要以上に時間が掛かってしまう、こういう事件もあるうかと思います。

そのような様々な要因が複合いたしまして現在のよう非常に時間が掛かるという事態を招いているのではないかと考えております。

○柏村武昭君 今、具体的に様々な要因をお示しましたが、今回の改正の主要な部分はそうした要因を取り除くためのものであるといふことは私も理解しております。また、最近、会社更生手続が敬遠されるもう一つの要因として、本来は中小企業向けとして用意された過度の民事再生手続が多用といいますか、活用され過ぎ、そのあたりを受けて会社更生手続の利用が減少している、そういう現象が起きていることなどを指摘しておきたいと思います。

つまり、大規模な会社は大体がこれは会社更生法なんですが、中小企業のための民事再生法を大企業までが利用しようという、つまり、法務当局としては、民事再生法が多用される一方で会社更生法が活用されないというその理由をどのように分析しているんですか。

○政府参考人(房村精一君) これは、確かに民事再生法が施行をされた後、会社更生法の申立て件数が相当減少いたしましたので、本来、会社更生法が想定しているような会社が民事再生法を使つてあるという実態もあろうかと思います。

その大きな要因といたしましては、やはり民事再生法が簡易迅速な手続、非常に使いやすさを中心としておりました。開始要件も、そういう意味では経営的判断を不要として明らかに再生の見込みがないもの以外は開始をするということとしておりまし、また、手続開始後も経営者が事業經營権を失わないという制度、あるいは包括的禁止命令の制度であるとか担保権消滅の制度というような現行の会社更生手続にはない再建手法も採用している。このようなことから、使い勝手の良い民事再生手続を利用するという動きも出たのではないかと思われます。

ただ同時に、最近は、やはり大規模な株式会社が民事再生法の申立てを行つても結局うまくいかないかと思われます。

ついでに、民事再生手続を再建型倒産処理手続の基本的な手続としつつ、大規模な株式会社のための特別な手続として会社更生手続を併存させるというこの手続においては、民事再生手続を再建型倒産処理手続との見方の方がやはり強かつたよう思つております。

また、社会的に見ましても、現時点においては、民事再生手続を再建型倒産処理手続の基本的な手続としつつ、大規模な株式会社のための特別な手続として会社更生手続を併存させるというこの手続においては、この両手続をきちんと整備をいたしまして、その制度、趣旨、特徴について周知徹底を図るということが必要なことではないかと考えております。

○柏村武昭君 政府が今年の十月三十日に発表いたしました「改革加速のための総合対応策」、これは一般に総合デフレ対策と言わわれているものであります。この対策の中では、金融と産業の再生

つも確かであります。

そこで、国民の共感としては、会社更生手続と民事再生手続との将来的な統合の可能性について法務当局にちょっと聞いてみたいと思うんですが、どうでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 再建型の倒産法制につきましては、御指摘のように、現行の会社更生手続と民事再生手続の二本立てでいくという考え方と、これを統合したものにすべきではないかといふ二つの考え方方がございます。

法制審の中でもいろいろ議論がされましたのが、どうぞお聞きください。そこで、会社更生手続は、倒産状態に陥った大企業のうち、再建の価値があるものを選別し、そのままでは経営的判断を不要として明瞭化に再生の見込みがないもの以外は開始をするということとしておりまし、また、手続開始後も経営者が事業經營権を失わないという制度であるとか担保権の売却と並びまして金融機関の有する不良債権を直接処理する手段の一つでございます。

また、会社更生手続は、倒産状態に陥った大企業のうち、再建の価値があるものを選別し、そのままでは経営的判断を不要として明瞭化に再生の見込みがないもの以外は開始をするということによって企業の解体、清算を防止する手続でございます。そういうことから、雇用の維持及び取引先企業の連鎖倒産の防止など、不良債権処理に伴つて生ずる社会経済的損失の軽減にも寄与する手続でございます。

実績を見ますと、平成十三年の十月から平成十四年の九月までの一年間におきまして、主要な会社更生事件の会社の負債総額、これを見ますと合計四兆円を超えております。この大半、少なくとも半数程度は金融機関の有する債権ではないかと思われているところでございます。

本年の十月三十日に取りまとめられました「改革加速のための総合対応策、いわゆる総合デフレ対策におきましては、御指摘のとおり、我が国の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を作るためには、まず主要行の不良債権問題を解決する必要があるとされております。また、産業構造改革を進め、我が国企業の国際競争力を高めるためには、産業再編により過剰供給構造を是正するとともに事業の早期再生を図るともされているところございます。そして、この産業・企業再生に資する司法機能の充実の一として会社更生法の改めが取り上げられ、更生計画案の可決要件の緩和、同計画案の決議における書面投票方式の導

○柏村武昭君 確かに、会社更生法に比べて民事再生法は時間が早く面倒でなく、一番いいのはマネジメントがそのまま残っちゃうという、そういう利点もあるということを私も勉強して感じたんですが、会社更生手続と民事再生手続では企業を再建させるという点では似ております。

そこで、国民の共感としては、会社更生手続と民事再生手続との将来的な統合の可能性について法務当局に伺いします。

○政府参考人(房村精一君) 会社更生手続を始めといたします法的倒産処理手続、これは、私的整理あるいは不良債権の売却と並びまして金融機関の有する不良債権を直接処理する手段の一つでございます。

入、更生計画に基づく弁済期間の短縮など、手続の迅速化、合理化等を図るものとされているところでございます。

○柏村武昭君 時間がないんで、できれば簡潔に
このよう に会社更生手続の改正が取り上げられ
ましたのは、先ほど述べましたとおり、会社更生手續はこれまでにも不良債権処理及び過剰債務の削
減に重要な役割を果たしてきており、今回の改正
により手續の迅速化及び合理化が図られて使い勝
手が向上すれば、不良債権処理の加速及び有効な
経営資源の過剰な債務からの早急な切り離しによ
り一層大きな役割を果たすことになるためと考え
られております。

ひとつ。

現在 政府では皆さん御存知のように、産業再生機構の設立に向けた準備が進みまして、来年一月にはその骨格が明らかになると言われておりますが、現時点ではまだまだその内容が不明であります。

ここで、産業再生機構、これは仮称ですが、その設立準備室にお伺いします。

今後、産業再生機構による我が国産業の再生を進めに当たり、新しい会社更生手続との役割分担をどのように図つていかれるんでしょうか。どうぞ。

（政府参考）（ハハタリノ時事）現在相談中でございますが、産業再生機構につきましては、これだけ

金融機関におきまして要管理先等に分類されております債務者企業のうちで、メーンバンクとその債務者企業の間で再建計画が合意されつつあるといつたような理由によりまして当該機構、産業再生機構が再生可能と判断する企業の債権をこの機構が企業の再生を念頭に置いた時価で原則として非スケーンの金融機関から買い取るというスキームでございます。その意味で、この機構は企業の債権を買い取った後に大口債権者の立場から企業の再生を進めるものであるという点、すなわち保全処分といった裁判所の監督等の法的な手続というものが入つてこないという意味での企業再生の仕

組みでございます

それに対しまして、今回の新会社更生法につきましては、会社更生手続の申立てをいたしました

裁判所の監督の下で再建を目指す法的な手続であるといった点、その他企業再生の手続には幾つか

の相違点があるので、当然、その間には役割分担が行われていくことになるんではないかというと

うに考えておりますが、いずれにしましても、機構の設立及び運営の詳細につきましては今後引き

○柏村武昭君 続き検討を進めてまいりたいと考えております。いずれにしても、重複しないよう

なことを希望したいと思いますが。

の合理化、そして再建手法の強化の三点であります
が、これらはいずれも会社更生手続の実効性を

高めまして機能の向上を図るものですが、手続の面での改善だけを一気に進めていきますと、実生

の面、つまり中身の問題がおざなりになるんではないかと心配する向きもありまして、その点が

干氣になります。倒産処理をめぐつては、会社そ
れ自体にとどまらず、株主、経営者、従業員、全

社債権者等の多数の利害関係者が関与せざるを得ないんですね。

そこで法務当局にお伺いします。
手続の迅速化及び合理化と利害関係者、とりわけ

け金融機関等の担保権者及び一般債権者並びに其
主の権利保護について改正法案ではどのような

○政府参考人(房村精一君) 手続の迅速化を図る
慮がなされていますか。

と同時にその関係者の権利保護を図るということは、今回の会社更生法においても考えておりま

て、まず第一に、会社更生手続の透明性を確保するといふことから、会社更生事件にに関する書類を

会社更生事件に関する複数の報道について利害関係人の閲覧及び謄写を認めておりました。これを活用して情報を得て適切な行動が取れ

するようになります。

それから更々債権者で構成をいたしまして更々債権者委員会、あるいは担保権者で構成する担保権者委員会、末三等委員会など、委員会を新しく

株者委員会 株主等委員会など 委員会を新しく
成十四年十二月三日 【参議院】

第三部

管財人に選任すると、こういう例が多いようになります。

弁護士の管財人についていいますと、更生事件の処理には高度な法的な知識のほか、経営面のノウハウ、税務、会計などの専門知識も要求されますので、一定の経験のある者を管財人に選任することになるわけだと思います。

裁判所では、過去の事件における管財人や管財人代理としての活動状況等を参考にしながら管財人の適任者の把握に努めているところでございます。また、事業化の管財人につきましては、保全管理人から候補者の経歴書の提出を受け、あるいは候補者と面談をするなどいたしまして適正な選任がされるように配慮しているところでございます。

今後とも、事案に応じまして適切な管財人の選任がされるように努力していきたいと思っております。

○柏村武昭君 ここ数年、大手ゼネコン等に対する再建支援の手法としてデット・エクイティ・スワップ、つまり債務の株式化が幅広く活用されておりますが、ここで金融庁当局にお伺いします。

この債務の株式化の現状についてお聞かせください。

○政府参考人(五味廣文君) 債務株式化すべてについて把握しているわけではございませんが、私どもの所管いたします主要行が債権者となつていいものにつきまして、本年一月以降公表されたデット・エクイティ・スワップで実施済みあるいは実施予定のもの、これを合計いたしますと、十四社、七千億円程度という実績になつております。

○柏村武昭君 更に続くんですが、その債務の株式化と同様の効果を発揮する債務の超長期社債化が改正法の第百六十八条で認められておりますが、この点については法務当局に伺いましょうか。どうですか。

○政府参考人(房村精一君) 現行の会社更生法で

は、更生計画の弁済期間が原則二十年が最長と定められておりまして、これがそのまま社債にも適用しております。

しかし、社債は一般的債権とは異なりまして有価証券として流通性が強化されておりますので、社債を引き受けた者はこれを売却することによって容易に資金の回収を図ることが可能でございます。

裁判所では、過去の事件における管財人や管財人代理としての活動状況等を参考にしながら管財人の適任者の把握に努めているところでございます。また、事業化の管財人につきましては、保全管理人から候補者の経歴書の提出を受け、あるいは候補者と面談をするなどいたしまして適正な選任がされるように配慮しているところでございます。

今後とも、事案に応じまして適切な管財人の選任がされるように努力していきたいと思っております。

○柏村武昭君 ここ数年、大手ゼネコン等に対する再建支援の手法としてデット・エクイティ・スワップ、つまり債務の株式化が幅広く活用されておりますが、ここで金融庁当局にお伺いします。

この債務の株式化の現状についてお聞かせください。

○政府参考人(五味廣文君) 債務株式化すべてについて把握しているわけではございませんが、私どもの所管いたします主要行が債権者となつていいものにつきまして、本年一月以降公表されたデット・エクイティ・スワップで実施済みあるいは実施予定のもの、これを合計いたしますと、十四社、七千億円程度という実績になつております。

○柏村武昭君 更に続くんですが、その債務の株式化と同様の効果を発揮する債務の超長期社債化が改正法の第百六十八条で認められておりますが、この点については法務当局に伺いましょうか。どうですか。

○政府参考人(房村精一君) 現行の会社更生法で

は、今後、開始要件を相当緩和いたしましたので、開始決定がされる事件が相当増えるであろう、また再建手法を強化して再建もより容易になる、このようなことから、数値的にどのくらいというのを明確な予想は困難ではあります、再建実績としては、現在の再建実績を相当上回る会社が立ち直るということになると考えております。

また、期間につきましては、現在、通算しますと二年七、八ヶ月掛かっておりますが、今回の改正が成立して当事者がその扱いに慣れれば、その半分程度の期間で更生計画の認可まで達するといふことが見込まれます。

○柏村武昭君 時間がなくなってきたんですけど、改正法の施行期日、これは政令で公布後半年以内に定めることとされますが、会社更生法改正是経済不況に苦しむ経済界等からの強い要請があつたことを考えますと、できるだけ早い時期に施行されるべきだと考へるんですが、ここで改正法の具体的な施行期日についてどのように予定しておられるのか、法務当局にお伺いします。

○柏村武昭君 まさに、法改正によって会社更生手続で八十六件ということで相当増えしております。今回の改正でどの程度増加するかというの

は、経済情勢その他大きな要因によって左右されるとは思いますが、しかし、基本的に非常に使いやすくなるということです。現行の会社更生手続の利用件数は相当上回るのではないかと、こういうことを考えております。

○柏村武昭君 さらに、法改正によって会社更生手続を利用する企業の再建実績はどの程度改善するものと見込んでおられますか。また、期間はどうかと、こういうことを考えております。

○柏村武昭君 おしまいでございますので、法務大臣にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(房村精一君) まず、再建実績でございます。これは、平成十二年それから十三年に

会社更生手続が終了をいたしました時期を見ますと、総数が百件、そのうち更生手続終結の決定に至ったのが八十四件でございます。この八十四件のうちには清算的な更生計画も含まれているので全部とは言いませんが、しかし、その大半は再建が成功したと言えようかと思います。

び商法が定める会社整理手続、特別清算手続の見直しがございます。

これらの検討課題につきましては、現在、法制審議会倒産法部会におきまして審議を継続しているところございますが、破産手続の全面的な見直し及び倒産実体法の検討につきましては、平成十五年中に関係法案を国会に提出することを予定しております。また、それ以外の検討課題につきましては、できる限り早く成案を得まして、関係法案を国会に提出したいと考えております。

○柏村武昭君 ありがとうございます。

本日は、会社更生法改正法案に関して、根源的なテーマあるいは核心的な論点について的を絞つて質問をさせてもらいましたが、法務省始め関係当局におかれましては、現在の厳しい経済状況における倒産法体系の整備と充実に今後とも万全の対応をされまして、経済界のみならず、国民各層の期待にこたえていかれるよう、しっかりと頑張つていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○鈴木寛君 民主党・新緑風会の鈴木寛でございます。

今回、会社更生法の全部改正ということでございますけれども、私は、冒頭、現下の経済情勢といふのは大変に深刻な状況にあるというふうに思っています。本来、この臨時国会といいますのは、正に経済有事という問題に対してもう一つ取り組んでいくかということが主要な論点といいます。

確かに、議題の一つだったというふうに理解をしておりますけれども、そういう観点で今回の会社更生法の全面改正の提案の理由説明を読ませていただきました。

確かに、相当古いものになつていて、今の柏村委員との御議論の中でも、そういう状況については、一定の改正理由について理解はできるわけあります。あるいは、いろいろな不備が指摘をされていますから、これらを直しますと、こういうこと、これはもう当然なわけでありますけれども。

私は、もつとボジティブに、もつと前向きにと
いいますが、要するに今の経済が非常に深刻な状
況にあるのは、そもそもやはり産業構造の転換と
か、あるいは企業組織というものの、今までのビジネ
スモデルというものが相当制度疲労を来してい
る。今までそれなりに頑張ってきた企業も、こ
こでもう少し前向きに企業再生といいますカリス
マークをしていくつて、そういうことを世の中全体
として加速をさせながら、正にそういう意味での
真の構造改革だと思うわけでありますけれども、
そういうことを世の中全体として制度としても推
し進めていくんだ、その上で、必要条件と十分条
件とあると思いますけれども、今回の会社更生法
というのにはその必要条件を整備していくんだ
と、このように私は理解をしながらこの会社更生法
の改正の議論というものを見守って、注視をし
てきているわけでありますけれども。

上げていくという意味で、正に経済再生というものは、その柱の中に企業再生というものがあるといふうに私は理解をしているわけですが、今日は経済産業省お見えだと思いますので、現下の経済情勢あるいは現下の経済情勢を踏まえた正に日本経済の再建という観点からこの会社更生立法の改正の意義をどのようにとらえておられるのかをお聞かせいたきたいと思います。

○政府参考人(桑田始君)　お答えさせていただき

先生から御指摘いただきましたように、私も經濟産業省としましては、經濟構造改革を推進をして我が国の經濟の活力の維持向上を図るには、何といまいしても、やはり企業の有しております有用な経営資源が無用な散逸をしたり劣化をするというのをいかにして回避をして、また、それがある効な活用ができるだけ迅速に図るということが多い大事だというふうに考えてございます。こうした観点から、近年の倒産法制の見直しにつきまして積極的に当省も提言をしてきたところでございま

います。さらに、最近は無業者、失業者ではなくて無業者という言葉がありまして、これが六十一万人いるということなんですね。ですから、無業者を足しますと、実はグローバルスタンダードで見たときの失業率というのは六・三%になつてみると、こういうふうな深刻な事態にあります。

私は、会社更生法の意義、あるいは、いわゆる清算型ではなくて再建型の会社更生の意義というのは——正に企業というのは、これは経済生命体でありますから、もちろん創業も重要であります。これはこれで別途いろいろなところできちつとやつていただかなければいけないわけでありますが、やっぱり新しい生命体を作るというのは大変なことでありますし、もしも再生可能であればきちんとそれを生かしながら、正にビジネスモデルを変えて、あるいはビジネス・プロセス・リエンジニアリング、BPRという言葉もありますけれども、そうしたことでも更に日本の経済の活力を

御承知のように、既に再建型の法的手続といいましては民事再生法が二〇〇〇年度から施行されております。従前の和議と比較しまして約五倍の申立てが行われております。しかし、規模の大きな企業の場合には民事再生法の活用は難しいといった面が指摘をされておりましても、他方で、先生から御指摘がありましたように、大企業の倒産というものが地域経済にとりまして、雇用の問題、連鎖倒産の問題、非常に大きな問題を抱えてござります。したがいまして、できる限り早期の段階で、また、かつ迅速な手続により事業再生を図ること、ということが何よりも必要不可欠だというふうに考えてございます。

とりわけ、現下の企業を取り巻く情勢、大変厳しくいいます。会社更生法を早期に改正をいただいて、会社更生法におきます入口要件の拡大、更には迅速な手続を可能としますと、不良債権処理の加速化でございますとか産業再生の促進

くお願いいたします。
○副大臣(伊藤達也君) お答えをさせていただきます。
たいと思います。
先生は経済政策の専門家でいらっしゃいます
し、今お話をございましたように、やはりこれから
らの経済構造改革の中にあって新しいビジネスモデルとい
うものも次々に輩出しながら、お客様、消費者、利用者から
りより支持される、そういう形で、経営資源を再構築し
て、産業に大きく生まれ変わっていくことが極めて重
要でありまして、その中で、経済活性化を実現をしていく、そ
ながら経済の活性化を実現をしていく、そうしたことを
ことと金融の再生を一体的に実現をしていかなければ
いけないというのが私どもの強い問題意識で
ありました。
その問題意識の下に、今回、十月三十日に金融
再生プログラムというものを提示させていただ
いて、新しい三つの枠組みというものを明らかに
されました。

○鈴木寛君 これも金融庁副大臣にお尋ねをしたところ、いと申しますけれども、不良債権処理という言葉はすごく誤解されているといいますか、非常にうがたいなイメージを市場に与えているといつことを私は常々懸念をいたしております。

不良債権処理ということは、裏を返せば企業のいわゆる返済能力強化ということなんですね。こうしますと、要するに不良債権というものはもう、ダイナミックなもので、経済情勢が良くなつて、いわゆる債務者であります企業の業績が上がり、キャッシュフローがどんどんどんどん入つてくれば、これは返済に回つてくるわけであります。そうすると、不良だったものもやや優良になり、優良債権になつてくると、正に生き物だとおしゃつていることはそういうことを言わんとしているんだと思いますが、その後の解説がなかなかないものですから、よくそこのところがつながっていないわけがありますが。

進、事業の再生というものがより一層円滑に進むのではないかという観点から私どもとしては極めて重要な問題だと考えてございます。

○鈴木寛君 伊藤副大臣、お忙しいところ大変恐縮でございます。ありがとうございます。

私も、この今回の会社更生法の改正といいますのは正に経済政策だというふうに考えておりまして、そういう観点から、正に金融の再生というのも今国会あるいは現下の最も重要な課題の一つだというふうに思っております。

十月三十日に金融庁は、「主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生」ということをあえて副題とした金融再生プログラムをお出しになつておられますのが、いろいろな報道で、この主要行と金融庁のいろいろなやり取りが報じられておりますが、今、実際のところ、どういうことがどのような議論がされていて、本当にこの主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生というものがうまくいくんだろうかどうかと正にかたずをのんびり見守つているところでございますが、現状のそし、した御相談の状況あるいは御検討の状況につい

させていただいたいわけであります。この点については、主要行を始めとした金融機関の方々も同じで問題意識を共有をしていただいて、総理から、十六年度中に不良債権問題を終局をさせるんだ、その方向に向かってお互いに協力をしながら、いい意味で建設的な緊張関係を持ちつつ、しつかりそれぞれの立場でやつていいこうということで、お互いの建設的な意見交換を積み重ねてきてているところでございます。

私どもとしましては、主要行各行において不自債権処理を進めていただき、そして各行の健全性を確保していただき、そして資金仲介機能といふものを一層高めていただきたい、そして収益最大化をしていく、そういうことをしっかりとやっていきたい、ただくということを大きく期待をいたしているところでございます。

今後も、本プログラムの実施については、適切に金融機関と意見交換を行いながら、この大きな目的実現に向かつて一生懸命やつていただきたいふうに考えております。

正にいろいろなステージで企業を再生をしていく、それは更生法の適用、発動の前でやっていくことがあります、この後、産業再生機構のことについてお伺いしたいと思いますが。あるいは、それが間に合わない段階でも会社更生法あるいはいろいろな、様々な民事再生も含めた再建手続、いろんなステージでもう一回生き返らせていくんだ、なるべく破産型にならないんだというこの構えが社会制度としてきめ細かく制度設計をされていて、それが実際にもきちんと動くんだという、やっぱりトータルな金融政策といいますから、正に経済金融、産業政策のこの両方、これはコインの裏表でありますから、そういう観点で、金融庁が今御苦労されておりますこの金融再生、特に不良債権問題の処理ということと今回の会社更生法の改正というものがどのような関係にあるのか、あるいはそれを推し進めていかれる中でこれはどういう位置付けにあるのかということについてお答えをいただきたいと思います。

○副大臣(伊藤達也君) 今、先生から御指摘がございましたように、やはり総合的な政策が極めて重要だ、というふうに私ども考えております。

特に、今回の会社更生法の改正によりまして、会社更生手続開始後、原則として一年以内に更生計画案の提出が義務付けられ、また会社更生手続の終結時期の早期化が図られるなど、会社更生手続は迅速に遂行できるようになるというふうに考えられます。

金融庁といたしましては、やはりこの法的な枠組みの中で会社更生法がある意味では会社の更生を実現をしていくということの中で極めて重要な法律でございます。したがいまして、会社更生手続が合理化、迅速化され、適切に利用されることになれば、その結果として不良債権処理の促進につながるものというふうに考えております。

○鈴木寛君 今回の会社更生法が新しい会社更生法になれば——今は、どちらかといいますと、最悪の状態になつてから会社更生手続が行われるわけですね。最悪の状況になつて会社更生手続が行

われますと、いわゆるその債権者の側からいえば、正にそれを通じた債権回収というのが非常に、何といいますか、割合として十分ないわゆる債権の回収というのが厳しくなる。これがもうちょっとと会社更生法の適用が弾力的に、要するに会社の経営状況が、最悪の手前というのは何と言つたらいいいんだかよく分かりませんが、今よりももう少し再生可能な状況でいろいろな手が打たれていれば、実はその債権者からした場合の債権の回収額というのもこれは当然上がつてくるわけですね。

そういう意味で、私は、正に会社更生法が文字どおり会社更生のためにワーカーするということになるということは、不良債権の処理の観点から、あるいは不良債権額を少しでも圧縮をしていくと不良化する債権の額を少しでも圧縮していくという観点から大変に重要なだというふうに思つてゐるわけであります。

そこで、今日は内閣府にもお見えをいただいていると思いますが、正に総合デフレプランの中で産業再生機構の構想がございました。これ、産業再生機構（仮称）を作るとしか書いていないわけでありますと、その後、何日かたつておりますので恐らく様々な検討が行われていると思いますが、この産業再生機構を通じてどのような措置、施策、支援策を考えておられるのか、現在の検討状況をお話しをいたただけたらと思いますが、よろしくお願いいたします。

○政府参考人（梅村美明君）　お答え申し上げます。

十月三十日に政府の方でまとめました「改革加速のための総合対応策」におきましては、産業再生機構は、まだ仮称でございますけれども、産業再生・雇用対策戦略本部が策定する基本指針といふものに従いまして、金融機関におきまして要管理先などに分類されている企業のうち、メンバングあるいは企業間で再建計画が合意されつつある等により当該機構が再生可能と判断する企業の債権を企業の再生を念頭に置いた適正な時価で原

則として非メーンの金融機関から買取るというようなことでございます。

産業再生機構がこうした機能を果たすことによりまして個々の問題企業の再生が可能となる、また、ひいてはこののような企業再生を推進していくことによりまして金融及び産業の早期再生を目指した一体的対応。つまり不良債権の処理の加速と併せてまして一体的対応を進めていくことに資するとかのように考えて今鋭意検討をしているところでございます。

○鈴木寛君 先ほども柏村議員の中でも少し議論になつておきましたが、この産業再生機構を通じた産業再生の今御検討中のプランと、それから新会社更生法、先ほど役割分担がどうなつてあるのかと、デマケができているのかとという御質問だつたんですけども、私の質問の意図は、デマケるというよりも、もつと連携した方がいいというか、新会社更生法による——もちろん法的な分類分けは先ほどの御答弁で、法務省からしていただいた、それはよく分かりました。

しかし、私の質問の意図は、結局、今の企業再生というものが抱えている問題というのは、以前であればメインバンクがもつとしっかりとしていましたから、相当きめ細かく企業が経営状態が悪化したときにいろいろな手立てをメインバンク主導で、いろいろな債権者をも含めて、ある意味での債権のオーガナイザーとしていろいろな役割を果たしてきたと思うんです。しかしながら、最近は金融機関自体が相当傷んでいますから、そうすると、そこにどれだけのエネルギーを割けるか、あるいは金融機関自体の体力がなかなかないものですから、従来ほどメインバンクとしてその再生のオーガナイズあるいは再生のイニシアチブをなかなか取れなくなつてきているというのは現状あると思うんです。そうした中で、恐らく産業再生機構というものを官製で作らなければいけないといふ現状にある。

これは本当に官製ができるのかどうかというところで、その政策の当否はまた別のところで議論し

ますけれども、しかし、せつかく産業再生機構と
いうことをやる以上、ここがかなり、従来、企業
の経営が悪化した正に最悪の状況にあるところの
再建に向けたオーガナイザー、イニシアチブを取
るということ、そのプレーヤーになれるかどうか
というのが恐らくこの産業再生機構という政策の
成否といいますか、やつて良かったと言われる
か、やつぱり駄目だったと言われるかということ
の正にそのターニングポイントを分けると思うわ
けです。

そういう意味で、産業再生機構はいろんな道筋
というものが法的に準備されていた方がいいと私
は思うわけなんですが、そういう意味で新会社更
生法というのはうまく使えるのか、あるいはそれ
を何か、この道が更に広がることによって手数が
増えるといいますか、選択肢が増えるといいます
か、総合的な施策を打っていく上で、仮に産業再
生機構による再建プランがある程度のところまで
やつて、その次、新会社更生法の世界に引き継い
ていくといふか、バトンタッチしていくといふ
か、あるいはそこの出動を求めるか、言い方はい
ろいろあると思うが、そういう意味で新会社
更生法といふのはどういうふうに評価といふか、
使えるといふか、どういうふうに認識されておら
れるかということについてお話しください。

○鈴木寛君 是非、これからの御議論の中で、今までの論点も踏まえて御検討をいただきたいというふうに思います。

そこで、ちょっとと経済産業省に伺いたいわけでもあります。現在の政府のいろいろな経済政策を見ておりますと、マクロ経済政策とミクロ経済政策、私はこれは車の両輪だと思うんですが、どうもそのバランスが悪いんじゃないかという気がしてならないわけであります。

マクロ経済政策についてはいろんな改革案がそれなりに検討されて、我々によく、当否は別として、何をやろうとしているのかということについてはよく分かる。しかし、マクロ経済政策というのはやっぱりマクロですから、正にそのベースといいますか、経済のベースを整えていくこと、こういう話だと思います。

しかし、私はやっぱりミクロの経済政策というものが相対的に弱いというふうに最近感じております。やはり企業の再生をやっていく上で当然金融あるいは不良債権処理ということは大変重要なありますけれども、企業といつてもいろいろな規模によってやっぱりその対応というのは違つていく、あるいは産業というものによってその再生の道筋というものはやはり違つていくわけでありまして、そうした正に金融庁あるいは経済財政諮問会議とか、そういうところは、要するに鳥瞰的に、鳥の目と虫の目というふうな言い方がありますが、鳥の目で鳥瞰して世の中うまく回るかなと、こういうことでやるわけであります。逆に再生する企業の側からは、先ほど申し上げましたように、正に不良債権処理というのは個々の企業の債務返済能力の強化なわけでありますから、そういう観点から資金調達が、あるいは今抱えていた不良化した債務、企業からすれば、それをどのように一つ一つ片を付けていくかということをもう少しきちつときめ細かにだれかが見てあげなければいけない。その部分が、そこはいや民間なんですと、いうことなのかもしませんが、今はある意味での経済有事でありますから、恐らくその視

点でもつて様々な政策を立てる責任は私は経済産業省にあるというふうに思います。

そういう観点から、現在の産業再生機構構想について、経済産業省としてどのようにかかわっておられます。私はこれからきちっともう一回ちゃんとそういう観点でかかわっていくところについてミクロ経済政策の責任省庁としての御答弁をいただきたいと思います。

○政府参考人(桑田始君) お答え申し上げます。

不良債権の抜本処理は、先ほど伊藤副大臣からの御答弁がありましたが、金融機関の収益力などの改善を通じまして新たな成長分野の資金の移動を促進をするという効果が期待され、それによりまして日本経済の再生につながるという認識でございます。

他方で、この不良債権処理の加速化は、先生から御指摘いただきましたけれども、金融機関の収益力などの改善を通じまして新たな成長分野の資金の移動を促進をするという効果が期待され、それによりまして日本経済の再生につながるという認識でございます。

私が私ども肝要であるというふうに考えてございまして、ある意味ではこの不良債権処理と企業再生の加速化によりましてある意味では過剰供給構造を解消すると、更には事業の早期再生によりまして過剰債務構造の是正を同時に進めるということが私ども肝要であるというふうに考えてございまして、ある意味ではこの不良債権処理と企業再生との連携はやはり違つていくわけでありまして、そうした正に金融庁あるいは経済財政諮問会議とか、そういうところは、要するに鳥瞰的に、鳥の目と虫の目というふうな言い方がありますが、鳥の目で鳥瞰して世の中うまく回るかなと、こういうことでやるわけであります。逆に再生する企業の側からは、先ほど申し上げましたように、正に不良債権処理というのは個々の企業の債務返済能力の強化なわけでありますから、そういう観点から資金調達が、あるいは今抱えていた不良化した債務、企業からすれば、それをどのように一つ一つ片を付けていくかということをもう少しきちつときめ細かにだれかが見てあげなければいけない。その部分が、そこはいや民間なんですと、いうことなのかもしませんが、今はある意味での経済有事でありますから、恐らくその視

点でもつて様々な政策を立てる責任は私は経済産業省になります。更に申し上げれば、商法による会社整理と、この三つが併存することになると思いますが、先ほど分かりにくいという御議論について、経済産業省としてどのようにかかわっておられます。私はこれからきちっともう一回ちゃんとそういう観点でかかわっていくところについてミクロ経済政策の責任省庁としての御答弁をいただきたいと思います。

これまでの民事再生法と新会社更生法、改正後の会社更生法をどのように企業の側に立つた場合に使い分けていくべきか、そのときの判断基準というものは何なのかと、その辺について御答弁をいただきたいと思います。

○政府参考人(房村精一君) まず、民事再生手続

と会社更生手続のそれぞれの特徴の違いでございますが、民事再生手続は、担保付きの債権あるいは優先権がある債権、株主の権利、こういったものは手続の外に置いております。また、合併等の企業組織の再編行為、これも手続の外に置いております。その代わり、再生手続そのものは非常に迅速かつ低廉に行えると、こういう特色がござります。

これに反しまして、会社更生手続は、今申し上げたような諸権利すべてを手続に取り込み、会社の組織再編行為も手続の中で行うと、こういう株式会社をめぐるすべての権利関係を更生計画により変更するという強力な手続でございます。

そのようなことから、この利用に当たりましては、企業再建につきまして担保付きの債権であれば、企業再建につきまして担保付きの債権であるとか優先権がある債権、これについても権利変更を行わなければ企業を再建できない、あるいは上での産業再生機構が的確に機能を果たしていくようになります。車の両輪といふ御指摘がございましたけれども、私ども自身もそう思つております。

以上でございます。

○鈴木寛君 是非、そういうことで頑張っていた

だときたいと思います。

次に、先ほども議論になつておりましたが、いわゆる二〇〇〇年度から発動されております民事

再生法、既存の、それから新しい会社更生法が併存する形になります。更に申し上げれば、商法による会社整理と、この三つが併存することになると思いますが、先ほど分かりにくいという御議論もありましたが、分かりにくくことでもさることになるかもしれません。しかし、その辺りのことについてミクロ経済政策の責任省庁としての御答弁をいただきたいと思います。

現までの整理として、今までの民事再生法と新会社更生法、改正後の会社更生法をどのように企業の側に立つた場合に使い分けていくべきか、そのときの判断基準というものは何なのかと、その辺について御答弁をいただきたいと思います。

○政府参考人(房村精一君) まず、民事再生手続

と会社更生手続のそれぞれの特徴の違いでございますが、民事再生手続は、担保付きの債権あるいは優先権がある債権、株主の権利、こういったものは手続の外に置いております。また、合併等の企業組織の再編行為、これも手続の外に置いております。その代わり、再生手続そのものは非常に迅速かつ低廉に行えると、こういう特色がござります。

これに反しまして、会社更生手続は、今申し上げたような諸権利すべてを手続に取り込み、会社の組織再編行為も手続の中で行うと、こういう株式会社をめぐるすべての権利関係を更生計画により変更するという強力な手続でございます。

そのようなことから、この利用に当たりましては、企業再建につきまして担保付きの債権であら、我が国の企業・産業再生を円滑に進めていく上で、産業再生機構が的確に機能を果たしていくようになります。車の両輪といふ御指摘がございましたけれども、私ども自身もそう思つております。

以上でございます。

○鈴木寛君 法務大臣にお伺いをしたいと思いますが、正に今の点なわけではありませんけれども、重要なことは、やはりそれぞのフレームワークがどういう条件で、今も権利関係が複雑な場合は更立つてこの法制度の設計というのはしていかなければいけないというふうに思います。

合には民事再生手続を使って迅速に行うということも可能な選択肢の一つである、こういう考え方で整理をしたいと思っております。

○鈴木寛君 法務大臣にお伺いをしたいと思いま

すが、正に今の点なわけではありませんけれども、重要なことは、やはりそれぞのフレームワークがどういう条件で、今も権利関係が複雑な場合は更立つてこの法制度の設計というのはしていかなければいけないというふうに思います。

その点、こうした倒産法全体についての法体系を更にきちっと検討され、きちっと整理をされた形で再編をされる、するということを私は提案をさせていただきたいと思いますが、法務大臣の御見解をお伺いをしたいと思います。

○國務大臣(森山眞弓君) おつしやることもよく分かりますけれども、我が国の再建型の倒産処理手続の在り方につきましては、御指摘のような会社更生手続と民事再生手続とを統合して一つの手続をするのが望ましいという意見が確かにござります。その一方で、債務者の法人、個人の別、債

務者の規模や業務内容、事件の規模、必要となる再建手法など、倒産事件の種類に応じた手続類型を別々に設けるべきであるという意見も有力でございます。

しかし、現時点におきましては、民事再生手続を再建型倒産処理手続の基本的な手続としながら、大規模な株式会社のための特別な手続といったとして会社更生法手続を併存させるということについて、例えば法制審議会その他の場でもおおむねコンセンサスが得られているというふうに考えております。

○鈴木寛君 私は、これを単に一本化したらしいというわけじゃなくて、きつと道筋を整理をして、それがある程度の合理的な考え方の中で整理されていることが必要じやないかということを申し上げております。答弁は要りませんが、例えばこれから起ころてくる倒産法制の中で若干議論をもう少しの方が多いなと思うことに、学校法人とか社会福祉法人とか医療法人、これも、特に、私は大学改革の方もやつておりますが、学校法人の経営状況というのは、これは相当これから急激に悪化していく、大変な競争環境の中。今申し上げた学校法人とか医療法人、というのは、特にその事業の性格から清算型ではなくて再建型の整理というのは非常に重要なことです。しかし、会社更生法では、例えば学校法人、これは学校法人というのは非常に複雑な私は債権債務関係を持つていると思います。しかし、現行の会社更生法では、巨大な学校法人は整理というものがこれはできないというようなことがあります。

そういう意味で先ほどのような御提案を申し上げているわけであります、いざれにしても、いろいろなことがこれから出てまいりますし、想定をされますので、是非そういう意味での、全体を見ておられる法務大臣にそうした観点からの御検討をお願いを申し上げたいと思います。

そういう意味で、いろんな観点から見ていかなければいけないということで更に質問を続けたい

と思いますが、今まででは会社をどう再建をさせるかという観点で議論をさせていただきました。しかし、会社更生ということにかかわりまして申し上げますと、会社に対する債権者あるいは債権債務関係というのは本当に多岐にわたるわけです

ね。更に私が申し上げたいのは、実は私は九五年辺りからいわゆる資産担保型証券とか不動産の流動化、証券化とか、あるいは売り掛け債権の流動化とか、そういうことにも少し携わっていたことがあるわけがありますが、これは、いわゆるコーポレートファイナンスではなくて、正にプロジェクトあるいはアセットというものに着目して、それを一々くりにしていろいろな仕組み証券を作つて、その点は金融庁も相当な御努力、御尽力をされたのであります。今回の例えれば会社更生法、そ

ういう観点からもきつと議論されているのかな」というふう思つております。

○鈴木寛君 今回の御答弁で、少なくとも仕組み証

ト本當にできるのかどうかと。

今、民間の商品をお作りになる方は、その辺は相当に契約でもつて、あるいは商品設計の段階で

そのことは私的にやつておられるわけであります

が、これは強行法規ですから、これをオーバーラ

イドされるということになりますと商品自体のリ

スクというものに対して影響があるということな

んです。

これ、別に一般の債権者もきつと配慮していかなければいけない。それから当然、後で申し上げますけれども、労働債権もこれは配慮していかなければいけない。それから、いわゆるコーポ

レートの社債権者、あるいはコーポレートのいわ

ゆる株主、いろんな人にも配慮しなければいけませんと同様にこうした仕組み証券の投資家の配慮もしていかなければいけない、これは本当に難し

い話なのであります。

今申し上げましたいわゆる仕組み証券の健全な

運用、活用という観点から今回の会社更生法とい

うのは大丈夫なのかどうなかということについてお答えをいたさたいと思います。

○政府参考人(房村精一君) 御指摘のように、最

近いわゆる資産担保証券、この利用が進んでお

ります。

これは、企業が保有する債権あるいは不動産等

の資産を企業から分離いたしましてその資産の信

用力を背景に証券を発行する、その証券の利払い

あるいは償還はその分離された資産から生ずる

も、私はやっぱり会社更生が更生計画どおりうま

くいくかどうかかというのは、その更生中の会社の

資金調達がうまくいくかどうか、正にそこに懸

かっているというふうに思います。

先ほども柏村委員の御質疑の中で、デット・エ

クティー・スワップの現状とかあるいはDIP

についての御答弁、御議論がありましたけれど

も、私はやっぱりこれ、正に更生中の会社の側に

立つて本当に資金調達がうまくいくのかどうかと

いうことをきつとやつぱりチェックを、あるいは

手当てをしていかなければいけないんではない

かというふうに思つております。

○鈴木寛君 今回の御答弁で、少なくとも仕組み証

ト本當にできるのかどうかと。

これ、別に一般の債権者もきつと配慮していかなければいけない。それから当然、後で申し上げますけれども、労働債権もこれは配慮していかなければいけない。それから、いわゆるコーポ

レートの社債権者、あるいはコーポレートのいわ

ゆる株主、いろんな人にも配慮しなければいけませんと同様にこうした仕組み証券の投資家の配慮もしていかなければいけない、これは本当に難し

い話なのであります。

今申し上げましたいわゆる仕組み証券の健全な

運用、活用という観点から今回の会社更生法とい

うのは大丈夫なのかどうなかということについてお答えをいたさたいと思います。

○政府参考人(房村精一君) 御指摘のように、最

近いわゆる資産担保証券、この利用が進んでお

ります。

これは、企業が保有する債権あるいは不動産等

の資産を企業から分離いたしましてその資産の信

用力を背景に証券を発行する、その証券の利払い

あるいは償還はその分離された資産から生ずる

も、私はやっぱり会社更生が更生計画どおりうま

くいくかどうかかというのは、その更生中の会社の

資金調達がうまくいくかどうか、正にそこに懸

かっているというふうに思います。

先ほども柏村委員の御質疑の中で、デット・エ

クティー・スワップの現状とかあるいはDIP

についての御答弁、御議論がありましたけれど

も、私はやっぱりこれ、正に更生中の会社の側に

立つて本当に資金調達がうまくいくのかどうかと

いうことをきつとやつぱりチェックを、あるいは

手当てをしていかなければいけないんではない

かというふうに思つております。

これは、金融庁と経済産業省にお伺いをいたしましたが、金融庁には、まず、そうした観点からDIPファイナンスについて、これも若干誤解だと思いますが、まだ十分に浸透していないということからDIPファイナンスがなかなか進まないんじやないかというような懸念がありますが、これですから、債務者区分でいくとこれは問題ある会社ということになってしまいます。そういうことについていただきましたけれども、そうではなくて、きちんとそれぞのDIPファイナンスの担保がどうなっているかという個別の債権を注目しながら判定をしていくことで金融庁マニュアル上もきちっとした整理がされているということは確認をさせていただきたいと思います。

そして、経済産業省には、更生中の会社がちゃんと資金調達ができる、この調達先是デット・エクイティ・・スワップの場合もあるし、DIPを民間金融機関から借りる場合もあるし、しかしそこがなかなか、金融庁は制度設計をされても最後判断するのは民間金融機関ですから、そうすると実態上はやっぱり政府系の金融機関でそこを埋めていかなければいけないと。そういうことを一々タルに、借り手、企業の側に立つたいろいろな手当てをどのようにされていくのかということについて御答弁をそれぞれいただきたいと思います。

○副大臣(伊藤達也君) お尋ねの点でありますのが、そもそも金融検査は金融機関の経営判断や融資判断にまで立ちに入るという性格のものではございませんので、デット・エクイティ・・スワップやDIPファイナンスを行うか否かについては金融機関自らの経営判断により行われるものでございます。

開始の申立て等が行われた債務者に対する共益債権については、回収の危険度の度合いを踏まえ、原則として非分類ないしはⅡ分類としているか検証することとなっておりますので、したがつて金融検査がデット・エクイティ・・スワップやDIPファイナンスの利用を妨げるものではないとうふうに考えております。

な事業再生に向けた関係者による取組が何とか促進されますよう、関係省庁とともに引き続き環境整備に向けた検討を行つてまいりたいというふうに考えてございます。

とから、今回、共益債権とする範囲を限定いたしまして、手続開始前の給与六か月分相当額又は三分の一の多い額という、退職金債権と同じ範囲のものを共益債権とするという変更をしておりま
す。

それから、実質的な労働債権の保護がどうなつ
ているかという点でございますが、これは確かに
労務提供に当たりまして請負委任というような
様々な法形式が取られることがござります。た
だ、現行の会社更生法の解釈いたしましても、
この労働債権というのは、形式的に雇用契約に基
づく労務提供、その対価のみを指すのではなく
て、実質的な雇用関係に基づく債権であるということ
を判断して労働債権としての保護を与えてお
りますので、その点はこの改正後も変わらない扱
いです。

○鈴木寛君 最後に、お願いします。
今の点は是非きつつと告知をしていただきたい
と思います。それから、いわゆる社内預り金につ
いて、これは改悪という私たちはちょっとと解釈を
せざるを得ないわけでございますが、この点につ
いては引き続き議論をさせていただきたいということ、それから、現行そうなるということであれ
ば、それぞれの従業員は自衛をしなければいけま
せんので、きちつと告知をしていただきことは最
低限お願いを申し上げて、私の質問を終わらさせ
ていただきたいと思います。
どうもありがとうございました。

○委員長(魚住裕一郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後二時開会

○委員長(魚住裕一郎君)　ただいまから法務委員会を開いています。

休憩前に引き続き、会社更生法案及び会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○江田五月君 会社更生法改正案と関係法律の整備法案、この両案に対し私たち民主党は賛成でございます。

既に、会社を更生させるということの社会的な意義とか、あるいはこの法案の改正案のねらいとか、今の日本の経済状況の下におけるこの法案の早急な整備の必要性とか、こうしたことについてももう当委員会でも議論があり、もちろん衆議院の方でもいろんな議論がございましたので、これについて蒸し返しの議論はなるべく避けていきました。いつておますが、個人としては、実はこの会社更生法は特別の思いがございます。

不良債権処理問題、これは現在の日本の最重要課題の一つですが、その一番最初の大問題が一九九六年の住専処理問題だつたですね。住専処理に国民の税金を使うなどということで、六千八百億円でしたかね、大議論になつたわけで、当時は実は衆議院の予算委員だつたんですね。

予算委員会で再三にわたつて質問して、住専を私的整理ではなくて法的処理をすべきだ、会社更生法によつて法的処理をすべきだと、いやいや、しかし、それは会社更生法でも清算型のような運用もあるじゃないかといふとをいろんな角度から議論をしたことを思い出しております。また、更生手続の申立て権あるいは管財人の権能、責任追及のための刑事訴追権能、こうしたことを持つ国家行政組織法三条に基づく行政委員会としての不良債権処理公社、日本版のRTCの設置、こういう提案もさせていただいたことを思い出しておりますが、それは残念ながら実現せず、現在に至るまで国民の税金を使つて私の整理をやるというやり方で政府は不良債権に当たつてきました。大変残念だと思つております。

一九九六年当時の自民党首脳の発言に、この問題は日本的処理と法的処理の対立だという、そんなことを言つた人がおりました。しかし、国民の税金を使って私の整理をするということが日本的な処

理だと言つたんだつたら、それは私は間違つてゐると思います。政府が入つて私の整理をするんだから変なことはならない、さあ、そなうかどうか。現実に当時の大蔵省や農水省の幹部がいろんなことをやつた、いろんな言動があつた。そんなことについても當時鋭く批判されたわけです。

やつぱり、私の整理は民間の合意によつて整理をするといつても、そこにいろんな不条理な要素が介在してくる、それは暴力団であつたりいろんなものがあるわけですから。法的整理といつのは、じや合意の要素は全くないのかといつたら、そんなことはないんで、法的処理も裁判所というものがちゃんと入りながら、合意の要素も取り入らながら整理をしていくわけで、やはり理非曲直、きつちり正した不条理のない透明なそういう手続で整理をするということが必要だと思つていますが、最初の質問。

法務大臣、住専問題以降、法律の整備も進んで、今回の会社更生法、あるいはその前の民事再生法の制定とか更生特例法、特定調停法とか、こうしたものも整備されました。民事再生法などよく活用されているようですが、会社更生法についてはまだまだ件数が少ない。

そこで、改めて、今のようなことを踏まえて今回の会社更生法改正案の意義、これをどういうふうに整理をされておるか、端的にお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(森山眞弓君) 会社更生手続を始めとする法的整理は、私の整理と不良債権の売却と並び金融機関の不良債権を直接処理する手段の一つとされて活用されております。また、会社更生手続や民事再生手続は、倒産状態に陥つた企業のうち再建の価値があるものを選別いたしましてその再建を図ることによりまして企業の解体、清算を防止する手続でありまして、雇用の維持と

清算もつとも、現行の会社更生手続に対しまして

は、手続が厳格で時間が掛かり過ぎてなかなか難しいというような批判がございましたので、今回

の改正によりまして手続の合理化及び迅速化を図り、使い勝手を大幅に向上させようというものでございます。

したがいまして、今後の不良債権処理あるいは過剰債務問題の解決に当たりましては、会社更生手続を積極的に活用していただくことを期待しているところでございます。

もつとも、会社更生手続は法的整理である以上、一定の費用と時間を要する手続ですから、個別企業の実情に応じまして、低廉でかつ迅速な私的整理をも活用し、両者の適切な役割分担が図られるべきであると考えております。

○江田五月君 私的整理は低廉、迅速、法的整理は費用が掛かつて時間も掛かる、必ずしもそうでもないんで、私の整理をやついたら泥沼に入つてどうにもならなくなる、もつとなぜ早く法律家に相談しないかといったケースもたくさんあるわけですよ。

私の整理の長所というのも私も十分分かっておりますが、こういう会社更生法を使いやくしょうということの基には、やつぱり日本の処理ではなくて、透明で公平公正な法的整理をもつと日本社会の中へ根付かせていかなきゃならぬ、もつと積極的にみんなが法的整理というものを使えるようになりますが、それは残念なことです。

○国務大臣(森山眞弓君) おつしやるとおりでございまして、そのような考え方から、先ほどもいろいろ申し上げました会社更生法の改正を含む法的整理を多くの方が活用しやすくなるようにといふことでございます。

○江田五月君 そこは我が国の今後の在り方に係るところなんで、しっかりと認識をしておいていただきたいと思います。

平成十三年七月一日現在、全国の裁判所に係属していた会社更生事件二百十件のうち、更生計画認可決定がされていた百六十六件についての開始

決定から認可決定までの審理期間、二十七・一か月、八百四十四日、これは先ほど柏村委員の質問にあつたところです。さらに、平成十一年から十三年までに終結した全国の会社更生事件九十四件の審理期間の平均値は八十・四ヶ月、六年と八ヶ月くらい。いずれも長い。

さて、そこで、今回の会社更生法改正で手続の迅速化、これが大きな目標ですが、これらの平均審理期間はどのくらい短縮される見込んでおられるか、難しいですが、お答えください。

○政府参考人(房村精一君) 今回の改正によりまして、開始決定までの期間もます相当短縮できると思っております。これは、現在の会社更生法で更生の見込みと……

○江田五月君 様々に。

○政府参考人(房村精一君) はい、分かりました。そこが大分短縮される。それから、計画までを一年という規定も置きますので、見込みとしては現在の半分程度まで短縮できるのではないかと、こう考えております。

○江田五月君 半分程度。開始決定では要件を変えるから、簡単にするから短くなる。次に、今度認可までは期間をちゃんと法定するから短くなる。誠に明快ですね。期待をしておりますが。

次に、会社更生事件の新受件数は平成十二年二十五、十三年四十七、今年は多くて九月末現在で八十六。この法案ができれば適用申請が劇的に増加することになるのか、どのぐらい増加すると見込んでおるのか、これはいかがですか。

○政府参考人(房村精一君) ただいま御指摘のように、現在の経済情勢の変化等を反映いたしました。この会社更生事件、相当増えております。この状況でしばらくは続くのではないかといふことと、この会社更生法の改正によって格段に使いやすくなる、こういうことを考えますと、今年の実績を相当上回る数がしばらくの間はその申立て件数として現れるのではないかと、こう思つております。

○江田五月君 予測はなかなか難しいですが、大いに期待をしたい。

そこで、この会社更生法とか民事再生法とかの理由の一つに、適用申請すると事実上の倒産と報道される。この報道で、もう一発で終わりになってしまふというのでなかなかそこまでやれない。実際は、民事再生法にしても会社更生法にしても、これら会社をスリムにしながら社会的に価値あるものを生き残させていつてダメージを少なくしようということですから、その適用申請があつたら、もうあと取引は全然できなくなる、会社は事実上つぶれる、そういうことがあつては困るわけですが、社会的にはなかなかそうはいかない。

そこで、事実上の倒産——倒産という法律概念ではないんだろうと思いますね。何か聞くと、外

でそういう倒産手続に入つたものについて倒産とかいう用語を使つてはいるとかいうんです、法律上、しかし、法律上の用語じゃなくて、倒産とい

うのは単に事実上そういう言葉が流布されているだけだと思うんですけれども、倒産というのはど

うするんですか。法務省としては、この倒産とい

う表現はもうなるべく使わないようにされた方がいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(房村精一君) 確かに、御指摘のよ

うには企業を立て直すということを目的とする手続でありますし、営業活動等も当然継続をして、その中に再建を図つていくわけであります

が、社会的にはこれが事実上の倒産という受け止め方をされており、これがある意味では手続の利用の妨げの一つの要因になつてはいるという御指摘のとおりだと思います。

私どもとしては、会社更生とか民事再生の手続が再建を目指す手続だということを今まで以上に理解をいたくよく努めるということを当然やらなければいけないと思っています。

また、倒産という言葉自体についても、こうい

う再建型の手続を指すのに倒産という言葉がいい

のかどうか、そういう点も改めて検討を加えてみたいと考えております。

○江田五月君 これは、本当に是非検討していたと思います。

マスクミなんかにも事実上非公式にお願いをして

いるということも言われますが、清算手続とそ

れから再建手続と、やっぱり違う。再建手続に

入つたという、そのこと自体ももちろん企業に

あるけれども、そこはやはり再建手続なら再建

手続で更生・再生手続とはつきり区別して表現すべきだと思います。

そもそもが法制審議会に倒産法部会という、こ

れがおかしいんじゃないかな。どうも倒産法制、

我々も民主党の中で法務部門会議の倒産法プロ

ジェクトチームなんて作つているのですから余

り人のことは言えないんですけど、我々も考

えます、法務省としても、まず隗より始めよ

うことで、倒産法制、倒産法部会、こういう表

現をそれこそ整理をするという必要があるんじや

ないかと思いますが、もう一遍、これは、法務大

臣、どうです、ちょっと感じを聞きたい。感じ、

○国務大臣(森山眞弓君) 確かに、余りいいイ

メージではないですから何かいい言葉があれば変

えたいとは思いますけれども、何かいい言葉があれば変

ざいますでしょうか。何かいい思い付きがあります

したら教えていただきたいと思います。

○江田五月君 考えます。皆さんも考えてください。

もう一つ。東京地裁破産再生実務研究会とい

うのがあるようで、園尾隆司、深沢茂之、どちらも

東京地裁の民事二十部の裁判官、総括裁判官と次

席のようですが、その人たちが編さんした解説

書、「破産・民事再生の実務」という本がありま

す。その下巻の中に、民事再生法の営業譲渡につ

いての解説で、「営業譲渡の許可をする場合に

は、再生債権者および労働組合の意見を聽かなければならぬが、これは債権者のことは書いてある

けれども労働組合のことは書いていない。なぜ書い

ていないんですか。

○政務参考人(房村精一君) そこまではちょっと

私もあれだつたんですけど、労働組合の意見聴取を

義務付けたのも、もちろん会社更生を成功させ

るには労働組合の協力が不可欠であるということ

と、企業の内部事情に労働組合が非常に詳しい、

もちろん政府が提案されたんだと思いますが、立

法府が立法しているわけですから、立法府の意図

をどういうふうに行政府としては理解をされてい

るか。

○政府参考人(房村精一君) この営業譲渡の許可

に当たつて裁判所が意見を聴取するという手続を

取りましたのは、必要性や相当性を欠く営業譲渡

がされるときには、結果的に事業は継続されず、

また債権者等の利益を害されることにもなると、

そういうことを防ぐために事情に詳しい債権者あ

るいは労働組合の意見を聞くことを義務付けたも

のでありますので、これは必ずやつていただく必

要がある事柄でございます。

○江田五月君 ここでこの研究会の皆さんのが書かれていることを取り上げて民事局長をつるし上げても、それは筋違いですからそうはしませんが、

やつぱり企業というのはそこでかかわっているみ

んなのものですから、そしてそれは労働者一人一

人を、この一人一人を言わば束ねてその労働者一

人一人の利益を代弁していくのが労働組合ですか

ら、大切に考えていたんだかなきやならぬので。

適宜というのは何かですが、「適宜の方法で聴

けば足りる。」と言うからどうもきちんとくるの

で、適は適切ですから、宜はよろしいですから、

適切でよくなきやいけないんで、足りるというそ

の意味と違うんですね。適宜でなければならな

いというぐらいに考えていただかないといかぬと

思います。

さて、会社更生法案も営業譲渡の許可について

同様の規定がある。四十六条三項ですね。「裁判

所は、前項の許可をする場合には、次に掲げる者

の意見を聽かなければならない。」一号、二号の

更生債権者と更生担保権者については、これは更

生債権者委員会とか更生担保権者委員会とかが

ある場合には「その意見を聽けば足りる。」と条文に

書いてあるけれども、三号の労働組合等について

は意見を聽けば足りるとはどこにも書いていない

ので、文字どおり意見を聽かなければならない。

その趣旨は、聽かなければならぬというの

は、当然意見は可能な限り尊重する、これはそれ

でよろしいですね。

○江田五月君 その本の後の方に確かに書いてあります。ところが、これは債権者のことは書いてあるけれども労働組合のことは書いていない。なぜ書いてないんですか。

○政務参考人(房村精一君) そこまではちょっと私はあれだつたんですけど、労働組合の意見聴取を義務付けたのも、もちろん会社更生を成功させるには労働組合の協力が不可欠であるということと、企業の内部事情に労働組合が非常に詳しい、もちろん政府が提案されたんだと思いますが、立法府が立法しているわけですから、立法府の意図をどういうふうに行政府としては理解をされないと、企業の内部事情に労働組合が非常に詳しい、こういうことを重視して法で義務付けたものでありますので、裁判所におかれても必ずその意見を聴取した上でそれを尊重して判断をしていただけたという具合に考えております。

○江田五月君 ここでこの研究会の皆さんのが書かれていることを取り上げて民事局長をつるし上げても、それは筋違いですからそうはしませんが、

やつぱり企業というのはそこでかかわっているみんなのものですから、そしてそれは労働者一人一人を、この一人一人を言わば束ねてその労働者一人一人の利益を代弁していくのが労働組合ですか

ら、大切に考えていたんだかなきやならぬので。

適宜というのは何かですが、「適宜の方法で聴ければ足りる。」と言うからどうもきちんとくるの

で、適は適切ですから、宜はよろしいですから、

適切でよくなきやいけないんで、足りるというそ

の意味と違うんですね。適宜でなければならな

いというぐらいに考えていただかないといかぬと

思います。

さて、会社更生法案も営業譲渡の許可について

同様の規定がある。四十六条三項ですね。「裁判

所は、前項の許可をする場合には、次に掲げる者

の意見を聽かなければならない。」一号、二号の

更生債権者と更生担保権者については、これは更

生債権者委員会とか更生担保権者委員会とかが

ある場合には「その意見を聽けば足りる。」と条文に

書いてあるけれども、三号の労働組合等について

は意見を聽けば足りるとはどこにも書いていない

ので、文字どおり意見を聽かなければならない。

その趣旨は、聽かなければならぬというの

は、当然意見は可能な限り尊重する、これはそれ

でよろしいですね。

○政府参考人(房村精一君) 御指摘のとおりでござります。

○参考人(松田昇君) お答えいたします。

○江田五月君 労働組合等の意見聽取について
は、労働組合等が希望するなら債権者、担保権者
と同じ機会でもそれはいいでしょう。しかし、労

○政府参考人(房村精一君) そこは、もちろん裁
判所の御判断で、適切な方法でしかるべき意見を
聴くということにならうかと思いますが。
○江田五月君 是非、労働組合側の希望というも
のも何が適切かを判断をする場合の重要な要素で
あると、そう考えていただきたいと思いますが、
それはいかがですか。

（政府参考人）戸木耕一君 先ほどとも申し上げましたように、労働組合からの意見の聴取を義務付けましたのは、組合の協力が不可欠だということと必要な情報等を持っているということを考慮したものでござりますので、その意見はそれなりにきちっと尊重した上で判断をされるということが必要だと思います。

○江田五月君　冒頭申し上げましたように、私は、不良債権問題の処理について法的整理を中核に据えるべきだと、特に公的機関である日本版RTCに申立て権、管財人の権能あるいは刑事訴訟権能なども付与して積極的に行うべきだという考え方を持つておりますが、どうも残念ながら公的機関としての日本版RTCは存在しない。現在、日本は専任処理機構と整理回収銀行が統合されたRCC、整理回収機構がある。そのRCCが私は債権者としての申立て権を行使して積極的に会社更生法や民事再生法を活用すべきであると思つております。

今日は預金保険機構の松田理事長に来ていただきていますが、まず、このRCCの企業再生における法的整理の現状、それから法的整理というものに対する基本的な考え方、これを説明していくください。

○参考人(松井昇君) お答えいたします。
RCCに企業再生本部というのを作りまして、
これは昨年の十一月でございますが、それ以降、
RCCが再生計画の策定過程におきまして主導的
に関与した案件というものが現在までに八十七件
ございます。そういう再生案件八十七件の中で、
ございました。

法的再生の内訳でございますけれども、会社更生法によりましたのは八件でございまして、民事再生法による申立てをしたのが八件でございました。残り、その他二件というのが会社整理と特定調停ということです。

て、やはり対象となる企業のありよう、実情に合わせて最も適当なものを選ぶということにしておりまして、例えばどの選択をするか、私的整理にするか法的整理にするか、法的整理でも何を選ぶかということになりますと、やはり回収の極大化をねらった場合の経済合理性があるか、それから、法的整理によらないでも債権者全体が一体合

意をしてくれることが可能なのか、あるいは経営者の交代が必須なのか、そういういろいろの事情を個々に判断をいたしまして、個別に検討した上で、それぞれ利害得失を判断の上で法的整理にかけたり私的整理のまま処理をしたり、このように運用をいたしております。

○江田五月君 会社更生法改正、これは使い勝手を良くするということですが、これによつてRCが会社更生法の申立てをする件数は、これは増えるでしようか、どうでしようか。

○参考人(松田昇君) 御指摘の点でござりますが、やはり具体的には対象とします案件の実情いわんによるとは思いますけれども、今回の改正そのものを拝見いたしまして、株式会社の事業の維持更生を合理的かつ機能的に図るという御趣旨でありますことと、改正の内容の中に土地管轄の拡大だとか更生計画提出期限の短縮化等、実能

面、手続面におきまして我々債権者にとっては更生制度の内容が簡易、迅速化されている、あるいは営業価値を維持したまま早期に売却できると、そういう手当てなどがなされておりますので、こういう点は非常に我々にとつては使い勝手の良いものになることは間違ひございません。

したがいまして、これらの点にかんがみまして、今回の改正によりまして、私どもも早期の事業再生を目指しておりますので、RCCといたしましては会社更生手続を選択する、あるいは活用するという余地は広がるのではないかと、このように考えております。

○江田五月君 昨日、説明を聞いたんですけど、どうも現状ではゴルフ場、リゾート施設、この二つがしそよつちゅう出てきて、関係者が多いからと言ふ

うんですか。ゴルフ場やリゾート施設のように債権者の数が非常に多いときに会社更生法を使うということでしたが、さらにまた、旧経営者を排除した方が企業再生がしやすいと、こういう場合も会社更生法を使っていきたいということですが、これはそのとおりでいいんですか。

○江田五月君 次に、最近の政府の総合デフレ対策の中では産業再生機構が注目されています。うましくいかどうか、どうも心もとないという意見もありますが、RCCとしてこの産業再生機構との役割分担、まあ産業再生機構の方がまだちょっとどういうことになるかはつきりしていないことが多いのですが、役割分担というものはどう考へておるのか。今後、RCCの事業として企業の再生というものをどう位置付けて体制を強化していくのか。これは先ほどの企業再生本部ということはございますが、改めて、産業再生機構との役割分担の中でRCCとしてどういうふうに企業再生を位置付けて体制強化していくのかをお答えください。

○参考人(松田昇君) まだ産業再生機構のありようがはつきり決まっておりませんので将来どうい

う構造になるか定かではありませんけれども、現在のところは、「デフレ対策」のほかに公表されました金融再生プログラムによりまして、RCCOとともに不良債権処理と企業再生を促進するという観点から具体的にいろいろな対策を打ち出しております。

具体的には、RCCの地方の拠点に企業再生専担の組織を新設するというような組織の強化、それから企業再生関連部署の人員の増強、あるいはスキルの向上、再生学校を行いましてスキルの向上を図るという人材の強化、あるいは政府系金融機関等と協議会の設置、これは既に動いております。さらには、企業再生ファンドとの連携強化のための窓口の設置、あるいは中小企業再生型信託スキームの創設、こういうふうに現在動いております。

まして RCC は RCC として破綻懸念先以下の
引き取りました不良債権の再生に引き続き注力し
ていくと、こういう構えでございます。

○江田五月君 RCC、企業再生ということにか
なり積極的になつていただけるということで、こ
れも期待をしたいと思いますが、それでも産業再
生機構の方は、単に個別の企業だけでなく、一

定の、個別の産業秩序をどういうふうにしていくかといったことまで踏み込んだ表現ぶりがあるて、その辺りをどうするかというのは注目されますが。

産業再生機構について、まず、この産業再生機構の目的とか、いつ立ち上げて、存続期間をどのくらいにするのか、これを、今検討されている限度で結構ですから、お答えください。

○政府参考人(小手川大助君) まず、この機構につきましては、不良債権処理の加速という点と企業それから産業の再生という二つの目的を持つております。

それで、現在、私ども準備室の方では、この機構につきましては、法律上の手当で、それからその予算上の手当で等が必要でございますので、法律を次期通常国会にいつでも提出ができるよう銳意準備しているところでございます。

それで、これは現実的な組織とする必要があるということで今いろんな意見を聞いておるところですが、少なくともその買取りにつきましては、これは短期集中的にやつていく必要があるんじやないかということで、これを二年としてはどうかということで今、内部では検討しているところでございます。

○江田五月君 産業再生機構がどういうことになるかというのは、本当に注目もされますが、危惧も随分強い。さて、そんなものが本当にうまくいくかどうか。いずれにせよ、これはこれからよくチェックをしていきたいと思いますが。

企業の安易な延命を図つたり、あるいは産業全体で過剰供給構造、これを助長したりはしないとということですね。企業の安易な延命あるいは過剰供給構造の助長、舌をかみそますが、これをやらないと、具体的にどうするのかを説明してください。

○政府参考人(小手川大助君) 基本的な方針いたしましては、今、先生のおっしゃったとおりで具体的なところにつきましては、まだ今、構想の段階でございますので、今後ここは詳細を詰めていく必要がございますが、一つのイメージで申し上げますと、まず、この機構の一番のポイントは、メインバンクとそれから債務者たる企業の間で一定の再建計画があることでございます。その再建計画に基づきまして、まずメインバンクの方からオファーといいますか、買取り価格がやってまいります。それを機構の方で精査いたしまして、それでその価格で買い取るあるいはそうでなければもう少し別の価格で買い取るということの決定をするわけですから、もちろんその場合、買取りに値しないものも当然ございます。その際の一つのポイントは、時限的な機構の存続期間のうちにこの会社を新しく仕上げて新しいスポンサーが見付かるかどうかというのが非常に大きなポイントになつてきますので、当然その過程で、その会社について魅力がある、すなわち、

正に先生がおっしゃつたような安易な延命とかそれから過剰供給構造ぢやないという観点も含めまして、スポンサーが現れるかというが一番ポイントになつてくるというふうに考えております。

○江田五月君 それから、トータルな国民負担は最小限のものにするということですね。昨日の説明では、この企業再生がうまくいけば債権価値が

上昇してすべての人にプラスになる、ワイン・ワインにすることも可能だというのですが、国民負担を最小限にするというより、むしろ国民負担はゼロ、あるいはプラスにする、負担という意味でいえばマイナスか、にするということを目指していかれると、こういうことでなきやならぬと思ひます、いかがですか。

○政府参考人(小手川大助君) 機構につきましては今申し上げましたような基本的なスキームでございますので、例えば、簿価百のものを三十五で買ったというときに、その数年後にそれがスポンサーに対して三十五を上回る価格で売却できたかどうかということで極めて明確に結果が出てくるものというふうに考えております。

当然、その観點から、機構のトップというものはそこを縦密にその買取りの場合において審査していくかと思うんですが、正にここで、先生おつし上げましたようにトータルにつきましては、そういうふうななか十勝ゼロ敗というわけにはしましてはとにかくその国民負担が最小になるようになります。当然機構のトップとしてはそこを真剣に考えていくといふことになつてくると思います。

○江田五月君 十勝ゼロ敗は難しいでしよう。五勝五敗、あるいは六勝四敗、いやや四勝六敗かもしれない。それでも勝の方が随分勝てば、敗の方が少なければトータルでは国民負担ゼロになるし、あるいは国民にとってプラスにもなるわけで

やつぱりこれは適正規模に縮めていくということも時には必要かと思いますが、そうなると、やっぱり産業再生機構も会社更生法とか民事再生法の申立てを積極的にしてスリムにしながら再生していくという、そんなことも考えられなきやならぬと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(小手川大助君) まだ機構の概要については今申し上げたような段階でございますので一般論ではございますけれども、法的な手続といふものの利用ということは当然今回の機構の視野の中に入つているものというふうに考えております。

○江田五月君 中小企業庁に、会社更生法とちょっと離れるんですが、今年の三月の参議院予算委員会で、石川県とそれから私の地元の岡山県と、この二つの県の赤字の中小企業に対する経営改善計画支援制度、これを紹介をして質疑をさせていただきました。

中小企業診断士とか税理士などの専門家を派遣をして経営改善計画を作る、そうして、場合によつては融資もする、さらに、その専門家の謝礼金は、これは県が負担をする、そういう制度だと思います。これを私は予算委員会で、国としてもこのようないくつかの支援制度を取り組むべきではないかという提案をいたしましたが、どうも最近の報道で、今年度の補正予算と来年度の予算の中で中小企業庁が、仮称でしようが中小企業地域再生協議会、こういう取組をするということをございました。これは私の提案したような内容と合致するのかどうか、その趣旨を御説明ください。

○政府参考人(青木宏道君) ただいま江田委員より、私どもが現在検討中の中小企業地域再生協議会、仮称でございますけれども、これについての趣旨についてお尋ねがございました。

委員御案内のとおり、中小企業は全国で約四百八十四万事業所ございます。大変極めて多数でございます。また、その一人一人の業態も極めて多様でございます。場合によつては、事業内容もそれぞれの地域特性が非常に強いといったような特徴がございます。

検討中の再生協議会は、そうした中小企業の特性を考慮し、中小企業の事業再生支援のために、政府系金融機関、さらには地域の金融機関、自治体、私ども国の地方支分部局、さらには専門家でございます弁護士さんとか診断士の方々、こういった幅広い各層の方々に参加していただくことを予定をしております。

○政府参考人(青木宏道君) 具体的には、各地域の商工会議所等に事務局を置きまして、中小公庫あるいは商工中金といった金融機関、さらには地域の金融機関、自治体の力を結集して個々の中小企業にきめ細かくケース・バイ・ケースで対応しようというのが趣旨でございます。

具体的には、各地域の商工会議所等に事務局を設置をいたしまして、中小公庫あるいは商工中金といった金融機関、さらには地域の金融機関、自治体、私ども国の地方支分部局、さらには専門家でございます弁護士さんなどとか診断士の方々、こういった幅広い各層の方々に参加していただくことを予定をしております。

こうした協議会を各地に設置をいたしまして、様々な経営上の問題を抱えております中小企業に、具体的な課題を抽出するためのまず個別の相談事業に的確に応ずる。さらに、必要がございましたら既存の施策も活用しながら取引あるいは金融、政策金融のあつせん、さらには事業改善実施計画の作成支援といったそれぞの中小企業の個別の課題に対応をする所存でございます。

事業の詳細につきましては、今後関係機関の理解と協力を得ながら早急に具体化をし、できますれば年度内にも事業に着手したいと考えております。

○江田五月君 それぞれの地域の実情に合つた中小企業の再生策を検討するために、そしてそれを実行に移すために協議会をお作りになるということです。やっぱり地域地域でその地域の実情というものがありますから、その中で効果のあるものと

いうことになると、どうしてもそういう地域密着型というのが必要なんだと思いますね。

ちなみに、私ども民主党は、金融の面について

地域の皆さん言わば情報の共有と参加によって

そうしたものを作りたしていこうということで金融アセスメント法案なども出しておりますので、是非御検討いただきたいと思います。

○政府参考人(青木宏道君) 本協議会の運営のために必要な予算でございますが、ただいま江田先生がおつしやいましたように、今年度、補正で約一億六千万、二億弱を今検討中でございます。また、次年度につきましても二十億前後の予算を検討中でございます。

いずれにいたしましても、これは個別の相談にござりますが、予算規模としては補正で二億、本予算で二十四億ということで、本予算の場合は主として専門家の謝礼金に充てられると聞いていますが、そのとおりですか。その配分はどうされますか。

応じ、事実関係の的確な把握ですか正確な問題点の整理、あるいは、再生計画を策定支援する場合におきましてはその企業の発展性をきちんと見抜くといったような、あるいは地域における支援体制を十分に見据えた指導、助言を行うことが重要でございます。

いるところでございます。また、配分につきましては今後の検討課題でございます。

○政府参考人(青木宏道君) 委員官指摘の石川県あるいは岡山県につきまして、私ども、よく連絡を取らせていただいているところでございます。いずれもそのプログラムの概略は、再生に意欲のある中小企業の方がまず倒産するのを防止をする、さらに、可能であれば再生を支援をするといふことで、例えば倒産防止相談事業、あるいは再生支援チームによる個別企業ごとの経営計画の策定支援、さらには県が独自に持つております保証

いろいろな融資制度、そういうた資金調達の支援と認識をしております。私ども、このように各地域の実情に応じて各地域で施策が展開されることの大変望ましいと思っております。

他方、中小企業庁におきましては、例えば来年度、中小企業信用リスクデータベース、これはC R Dと申しますけれども、現在、約百三十万以上の中小企業の経営情報とデフォルト情報が入っております。こうしたものを活用して客観的に中小企業の経営診断をしてさしあげるといったような情報提供事業、あるいは事業の再構築に必要なM アンドAの情報ですとか、あるいは最近問題となつております後継者難、こういう後継者マッチング情報といったようなものを国としても横断的な施策として展開してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、こういう協議会を今後検討する当たりましては、既に行われております地域独自の取組状況を十分に参考としながら、多様な中小企業に対してきめ細かに対応できるようその内容を検討してまいりたいと思つております。

○江田五月君 私は、日本の中小企業の皆さん、本当に大変よく頑張つておられると思います。しかし、残念ながらその大半が赤字なんですね。中には税金対策で赤字でいいんだと、こう考えている人もいるみたいで外形標準課税議論なんというものが始まつたりしますが、やっぱり赤字ではしかいけないと思うんですね。中小企業といえども企業はやはり基本的には黒字を目指していく、これが基本で、日本の中小企業が黒字を目指し、経営改善計画を立て、企業再生を図つていくということは、日本経済の再生にとっても非常に重要なことだと思います。この点をどうお考へになるか、中小企業庁の見解と決断、決意、これを最後に伺つておきたい。

労働組合の関係については、先ほど営業譲渡の意見聴取のことだけを聞きましたが、これは労働権、預り金の問題なども含め、もう議論がたく

業のことだけ最後に伺つて、質問を終わります。中小企
さんありますのでここで繰り返しません。中小企
○政府参考人(青木宏道君) 小企業も当然企業
でございますので、是非、黒字になつていただく
というのが私ども中小企業政策の基本的な考え方
でございます。

現在非常に金融状況が逼迫している中で、単に
赤字であるからといってなかなか融資が出ないと
か、そういう状況も一部に見られるようでござ
います。私ども中小企業庁といたしましては、
セーフティーネット保証あるいは貸付けといった
ような幅広い金融の安全網を張ることによりまし
て、仮に赤字であつてもなお再生の可能性がある
中小企業については幅広く支援をしてまいりたい
と思っております。

○江田五月君 終わります。

○浜四津敏子君 公明党の浜四津でございます。
まず初めに、法務大臣にお伺いいたします。

近時の経済情勢の影響から、中小企業の倒産の
増加とともに大企業の倒産も増加している状況に
ござります。こうした中、欧米諸国においては、
一九七〇年代から倒産処理法制の整備が進められ
てまいりました。中でも、いわゆる敗者復活を後
押しする企業再建法制が進められてきたのに対し
まして、日本はその面では非常に大きく立ち後れ
てきたと言われております。ようやく二年前に、
経営者及び債権者の自己責任で企業再建を図る再
建型の破綻処理手続を定めた民事再生法が施行と
なりました。それ以降、中小企業だけではなく
て、本来、大企業を対象とする再建手続を定めた
会社更生法があるにもかかわらず、大企業も数多
くこの民事再生法による再建手続の申請をしてい
るという状況でございます。

厳格な手続などで使い勝手が悪いと評判が余り
良くなかつたこの会社更生法につきましては見直
しが非常に後手に回つたという声も強いわけでござ
いますが、なぜここまで遅れたのか、もつと早
く提出できなかつたのかについて、法務大臣にお
伺いいたします。

○國務大臣(森山眞司君) 法務省では、民事訴訟法の改正作業が終了した直後の平成八年十月から倒産法制の全面的な見直し作業に着手いたしました。当初は倒産法制全体を一括して改正する前提で作業を進めておりました。

しかし、いわゆるバブル経済の崩壊後、不況が長期化いたしまして倒産事件が著しく増加いたしましたために、平成十年九月からは法整備の緊急性の高い課題を優先して順次検討を進める方針に転換いたしました。その成果として、平成十一年十二月には民事再生法が、また平成十二年十一月には民事再生法等の一部を改正する法律及び外国倒産処理手続の承認・援助に関する法律がそれぞれ成立いたしました。その後、昨年三月からは、会社更生法の見直し作業と破産法及び倒産実体法の見直し作業と並行して進めるということにいたしました。そして、より早期に検討が終了いたしました会社更生法について今回、改正の法案を提出するに至つたものでございます。

このように、法務省では、経済情勢を勘案いたしまして、適宜、立法スケジュールを見直しながら優先度の高い立法課題から順次法整備を進めてきましたために、会社更生法案を今国会に提案することになったのでございます。

○浜四津敏子君 今回の会社更生法案の検討は法制審議会の倒産法部会において検討されてまいりました。その審議の経過がどのようなものであつたのか、流れが分かるポイントを説明していただきたいと思います。また、審議の過程でどのような点が争点となつたのか、特に意見が分かれた点は何がどうなつたかについて簡潔に御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(房村清一君) 今回のこの会社更生法の検討には、ただいま大臣からも御説明いたしましたように、昨年の三月から検討に着手いたしました。その結果、今年の三月にそれまでの議論を取りまとめました会社更生法改正要綱試案を公表いたしまして、パブリックコメントの手続に付しました。この試案に各界から寄せられました意

ている場合、それから保全管理人代理あるいは管財人代理が選任されている場合には、それぞれに對して報酬が支払われるということになるわけでございます。その人數分も考慮されるということになるわけでございます。

保全管理人の場合につきましては、その職務が終了する開始決定時に報酬を一括して支払います。この点については基準というようなものはございませんが、それまでの保全管理人の業務を相対的に評価をして決めるということにならうかと思います。管財人につきましては、就任期間が長期になる場合が多いことが、長いことが多うございますので、月額幾らという形で決めますが、これも会社の規模等によって決まる、個別の判断ということにならうかと思います。

○浜四津敏子君 会社更生法案では第三十五条で、裁判所は保全管理命令とは別に監督命令を発令することができるということになつておりますが、この監督命令というのはどういう制度なのか、簡潔に御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(房村精一君) 先ほども申し上げましたように、現経営陣に問題があるという場合には、保全管理命令を出しまして、保全管理人を選任して経営権、財産の管理・処分権を掌握する、言わばそういうものに現経営陣をタッチさせないと、こういう仕組みがございます。ただ、現経営陣にそれほどの問題はない、しかし任せっきりで自由にやらせるわけにもいかないと、こういう場合が当然あり得るわけでございます。そういう場合に備えましてこの監督命令という仕組みを作っているわけでございまして、原則として現経営陣に事業経営あるいは財産管理をしてもらうけれども、会社の行う重要な行為についての第三者である監督委員の監督を必要とする、その同意がある場合にできると、こういう仕組みを作っております。これを監督命令ということでございます。

○浜四津敏子君 それでは次に、会社更生手続の申立てがされた事件について更生手続開始の決定

をするかどうかという段階について質問をいたします。

現行法では、裁判所は更生の見込みがないときには更生手続開始の申立てを棄却しなければなりません。この点から更生の見込みというのが手続開始の条件とされております。今回の会社更生法案では第四十一条におきまして、手続の開始要件から更生の見込みというものを削除しております。手続開始という早期の段階で更生の見込みがあるのかどうかという経営的判断を裁判所に要求するというのはかなり無理があり、迅速性を欠いていたと言われているわけで、したがつてこれをやめて手続の迅速性を図るという目的は理解できます。しかし、これによつて更生の見込みがない会社が、ともかく更生手続に駆け込んで不当な延命を図るといったような滥用あるいは弊害を生ずることがないのかについてお伺いいたします。

○政府参考人(房村精一君) 今回の改正においては、御指摘のように、申立てから開始決定まで時間をするとの要因となつております更生の見込みの判断、これを不要とする開始要件の緩和をしております。ただ、この開始決定をした場合に、更生の見込みがないことが明らかになれば、その手続の中で直ちに会社更生手続を終了させると、こういう仕組みになつております。

○政府参考人(房村精一君) 現行の会社更生法におきまして更生手続開始の決定をいたしますと、これは公告とそれから送達と両方するということになつております。この送達については、一応より簡易かつ低廉な通常の取扱いによる郵便によることが許容されているわけでございます。

ただ、この会社更生法の場合には関係する人が非常に多い、すべての債権者、株主等に対してこの送達をすることになりますので、費用を節減し、迅速な事務処理を可能にするということのために送達方法を更に柔軟化すべきであると、こういう指摘がされていたところでございました。そういうことから、今回、送達ということから通知に改めまして、普通郵便だけでなくファックスであるとかEメールであるとか、適宜の手段にて行きますし、計画案が可決されましても、裁判所が遂行可能な計画でないとして不認可とした場合は、やはりその段階で手続が廃止される。

そういうことで、常に手続の中で更生の見込みの有無は判断をされまして、ないことが明らかになつたら終了するという仕組みになつておりますので、開始の要件からこの更生の見込みを削除しないとされておりまして、更生の見込みというのが手続開始の条件とされております。

○浜四津敏子君 次に、更生手続開始の公告等について、第四十三条に規定がなされておりますが、その二項によりますと、開始決定がされた場合において、現行法では更生手続開始の決定を知り得る債権者に送達するということにされますが、この更生法案四十三条二項では単に通知すれば足りるということになつております。

従来、送達することとされた手続を通知で足りるということで緩和しているわけですけれども、なぜこのように手続を改めたのか、その理由をお伺いいたします。

○政府参考人(房村精一君) 現行の会社更生法におきまして更生手続開始の決定をいたしますと、これは公告とそれから送達と両方するということになつております。この送達については、一応より簡易かつ低廉な通常の取扱いによる郵便による手続を新たに設けております。

ただ、この場合、決定という簡単な手続で最終的に権利を確定させるわけにはまいりませんので、この査定決定に対し不服がある場合には異議訴訟を提起でくる、こういう二段階の仕組みとして関係者の権利の保護とそれから迅速な処理と、この要請を調和させるということを考えたものでございます。

査定手続におきましては、査定の申立てを受けた裁判所は管財人を審尋した上で更生債権の内容を決定すると、こういう手続でございます。これに不服がある当事者は異議の訴えを提起いたしますと、これは裁判手続において確定をいたしましたが、この要請を調和させるということを考えたものでございます。

査定手続におきましては、査定の申立てを受けた裁判所は管財人を審尋した上で更生債権の内容を決定すると、こういう手続でございます。これに不服がある当事者は異議の訴えを提起いたしますと、これは裁判手続において確定をいたしましたが、この要請を調和させるということを考えたものでございます。

そこで、会社更生法案においては、このように債権者と管財人との間に争いがある場合について、更生債権の額はどのような手続で決められることがあります。

○政府参考人(房村精一君) この会社更生手続中で、債権の額について争いがありますと、それを確定いたしませんと弁済等もできませんので、従来はこの会社更生手続の中の債権の確定については訴えによるということしか認められておりませんでしたが、今回の改正においては、この手続を通じて、この査定決定に対する不服がある場合には異議訴訟を提起でくることを目指しますと、それによって、更生債権の確定手続を査定決定という、訴訟に比べますと格段に迅速、簡易にできる決定手続による手続を新たに設けております。

ただ、この場合、決定という簡単な手続で最終的に権利を確定させるわけにはまいりませんので、この査定決定に対し不服がある場合には異議訴訟を提起でくる、こういう二段階の仕組みとして関係者の権利の保護とそれから迅速な処理と、この要請を調和させるということを考えたものでございます。

○政府参考人(房村精一君)

更生計画案は、更生

会社と更生債権者とそれから株主と、こういう關係人との間の権利関係を適切に調整するために作成されるものでございます。正に更生手続の中核をなすものでございます。

この更生計画案の最も重要な内容としましては、更生債権者等の権利の変更、それから株主等の権利の変更、こういう権利の変更に関する条項を記載するということでございます。債権の一部カットあるいは猶予、こういった内容、株主につきましては減資等の内容になりますが、そういうふた権利変更に関する条項が中心になります。そのほか、更生債権者等に対しまして更生計画の遂行可能性等に関する情報を提供する、こういう目的から、更生会社の取締役等の役員構成、氏名あるいは任期でございますね、こういうこと。それから、将来、弁済すべき共益債権あるいは債務の弁済資金の調達方法、こういった条項もこの計画には記載しなければならないとされております。

それから、任意的記載事項といたしましては、再建の手段として会社の分割あるいは合併というような組織再編行為を行う場合に、そのために必要な事項に関する条項を記載すると、こういうことになつております。

○浜四津敏子君 次に、更生計画案によって、債権者の債権は通常はカットされた上で繰延べ弁済されることになります。会社更生法案では、百六十八条第五項において、その繰延べ弁済の期間の上限を現行の二十年から十五年に短縮しております。

しかし、弁済期間が短縮されるということになりますと、債権者に対する弁済の総額が減額となつて、債権者の利益を害するのではないかといふ危惧の声がありますが、この点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 現行法は二十年の最長弁済期間を原則として定めているわけでございますが、ただ、これだけ変化の激しい時代に二十年というのはいかにも長いと、こういう指摘もございます。また、二十年も先の計画についてその

遂行可能性を的確に判断することは困難ではないかと、こんな指摘もございますので、こういった指摘を踏まえまして、今回、二十年を十五年に短縮したわけでございます。

確かに、期間を短縮いたしますと、弁済の総額が減少するという可能性もあるわけでございますが、しかし同時に、長期の分割弁済ということと、弁済期間が短縮されることのメリットをどう考へるか、そこを債権者のそれぞれの御判断にゆだねるということは十分考え方としてはあり得ると思つております。

また、事情によりまして、十五年では余りにも短い、これを延長すれば、より多くの利益が債権者等にもたらすことが可能になると、こういうような特別な事情がある場合には、この十五年の期間を延長することもこの法律では可能としておりますので、そういった仕組みを活用すれば、最終的にこの改正によりまして債権者の利益が害されるということはないだろうと思っております。

○浜四津敏子君 今のお答弁の中にありました原則十五年、ただし更生計画の内容が更生債権者等に特に有利なものになる場合、その他の特別の事情がある場合には二十年と定めておりますが、ここで言う、百六十八条规定の中で定めてある特別の事情というのは具体的にどういうような事情を言つておられる道が開かれております。

○政府参考人(房村精一君) 例えば、十五年以内の弁済計画では破産した場合の弁済額、清算価値、これを上回ることが困難である、しかし二十年に延ばせば、その清算価値を上回る弁済が可能になります。また、元々債権の弁済期間が長いといつても、そのことによって元々の債権の弁済額が増えるということであれば特段の不利益はない、そういう事情を考慮いたしまして、延長することも可能だということでございます。

○浜四津敏子君 更生計画によりまして、債権者は通常、債権の大額カットを受けるということがあ

行われるわけですかけれども、そうしたこととのバランスから考えても、そういう事態を招いた会社が開かれています。旧経営陣は退陣するのを原則とするという運用をすべきではないかと考えられますけれども、この会社更生手続において、旧経営者の、旧経営者といいますか、経営者の責任はどうのよう追及されることになるんでしょう。

改正案では、取締役が管財人として統投する道が開かれています。旧経営陣は退陣するのを原則とするという運用をすべきではないかと考えられますけれども、この会社更生手続において、旧経営者の責任はどのように追及されることになるんでしょう。

○政府参考人(房村精一君) この会社更生手続の中におきまして、いわゆる旧経営陣の責任追及の仕組みでございますが、これにつきましては、まずは管財人が選任されると経営権、それから財産の管理・処分権を失うという形で従来の経営者としての地位が事実上失われるということが仕組みとして定められております。

それから、具体的な損害賠償請求ということにつきましては、商法によりまして取締役等の損害賠償義務が法定されておりますが、この損害賠償請求権の行使につきましては、訴訟によらずに手続内の査定決定という簡単な手続によって追及するという道が開かれております。

さらに、この査定決定によって損害賠償請求をするために、経営者の有しております財産等を保全する必要があつて、保全処分をするということもこの更生手続において定められておりますので、通常の場合に比べますと、相当簡易、迅速な手続によってその責任の追及が國られるということがあります。

また、そういう違法な行為をいたしました経営者につきましては、刑法上の詐欺罪、あるいは商法上の特別背任罪はもちろんござりますが、そのほか詐欺更生罪という特別法この法律による刑罰規も予定されております。

○浜四津敏子君 次に、更生計画案の提出が裁判所になれますと、第八十九条によつて裁判所は原則としてその更生計画案を決議に付する旨の件になります。

そのようなことから、今回、この更生債権者等の議決権行使の方法につきましてもう少し柔軟化をするということとから、関係人集会に出席して議決権を行使するという従来の方法に加えまして、会議を開催することなく、書面等によつて議決権行使させる、いわゆる書面決議でございます。

またさらに、関係人集会は開催するものの、これによつて議決権行使するかの選択を認めると、こういう第三の道も用意いたしまして、この関係人の更生債権者等の人数あるいは関係人集会に出席するためを要する費用等の諸要素を考慮いたしまして、裁判所がこの三種の中から適切な方法を決定すると、こういう仕組みにいたしました。

○浜四津敏子君 次に、第一百九十三条第二項では、「議決権者は、その有する議決権を統一しないで行使することができる。」と定められておりま

す。

例えば、百万の議決権を持つ債権者は、そのうち五十万を賛成、五十万は反対と、こういう不統一の行使をすることができるということになるわけですけれども、なぜこうした不統一行使の制度を設けることになったのか、その制度の趣旨についてお伺いいたします。

○政府参考人(房村精一君) 今回、議決権の不統一行使を認めることいたしました一番大きな理由は、サービスサー、いわゆる債権回収会社でございます。これは委託を受けまして債権の回収等に当たるわけでございますが、その更生会社に対する債権を多数の依頼者から委託を受けている方があります。そういうわけでございまして、そのサービスサーに依頼をしております者の意思をサービスサーとしては尊重しなければならない。そういうことから、サービスサーの議決権行使に当たりまして、その依頼者の意思を反映できるように、必ずしも統一して行使しなければならないとするものではなくて、不統一で行使をできるようになります。こういうことを考えたものでございます。

ただ、この不統一行使を無制約に認めますと議決権行使の結果の集計事務等が混乱いたしますので、この手続の円滑の観点から、裁判所の定める期限までに裁判所に対して書面でその旨を通知しなければならないという手続的な制約は課しております。

○浜四津敏子君 次に、百九十九条では、「更生計画案が可決されたときは、裁判所は、更生計画の認可又は不認可の決定をしなければならない。」と定められております。その同条二項には、更生計画認可の決定をしなければならない場合を定めております。また、三項以下にも、認可の決定ができる場合、あるいは不認可の決定をしなければならないといったようなことについて

それぞれ規定をされておりますが、これ、裁判所にお伺いいたしますが、実務上、裁判所は更生計画を認可するかどうかということをどのような資料に基づいて、またどのように判断されるんで

しょうか。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 更生計画案の認可についての審理方法につきましては法律上、手段の定めはございませんけれども、裁判所は通常、更生計画の内容自体に加えまして、更生会社の財産状況についての管財人の報告、そのほか更生債権者やスボンサーなどの利害関係人が関係人集会の席上で又は書面で述べた意見等を総合的に考慮をして、更生計画案がこの法案百九十九条所定の各事由を満たしているかどうかということを審査することになるということでございま

す。

○浜四津敏子君 次に、第二百三十九条には、更生手続終結の決定についての規定がなされております。「次に掲げる場合には、裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、更生手続終結の決定をしなければならない。」とあります。その一号に「更生計画が遂行された場合」、その二号に「更生計画の定めによって認められた金銭債権の総額の三分の二以上の額の弁済がされた時において、当該更生計画に不履行が生じていない場合。」と定められております。

会社更生手続の終結時期の早期化を図っているものと考えられます。手続の迅速化という目的の合理性については理解できますけれども、そうしますと、手続が終結した後に会社が弁済を遅延する事が生ずる可能性が否定できません。

そこで、そうした場合に債権者としてはどのような手段を取ることができるのかについてお伺いいたします。

○政府参考人(房村精一君) 会社更生手続が終結いたしますと、更生会社は裁判所の監督の下を離れて一般の株式会社と同様の法的地位に戻ります。そうなりますと、債権者と更生会社との法律関係も一般的な債権者、債務者の関係というこ

とになります。

したがいまして、手続が終結した後に会社が弁済を遅延した場合、債権者としては一般的債務不履行の場合と同様の手段を取り得ることになりますが、更生計画の場合には更生債権者表あるいは更生担保権者表の記載が確定判決と同様の債務不履行をするということは可能でございます。

○浜四津敏子君 次に、裁判所にお伺いいたしましたが、更生手続の場合は債権者表あるいは債権名義に基づいて強制執行をするということは可能でございます。

会社更生手続は大企業を対象とした手続でございまして、その運用には経済、経営に関する専門的知識が要求されると考えられます。そうしますと、一般的には、そうした知識が必ずしも十分とは言えない裁判官の方が会社更生手続を円滑に運用するためには研修等の措置が必要であると考えます。その点はいかがでしょうか。

さらに、弁護士会でも人材の育成あるいは研修、情報、ノウハウの共有などに向けて取組が始まっています。その点はいかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 企業といふのは公認会計士とか、関連する方々との連携を図りながら倒産法制の実務について講習会を開くなど、専門家の育成にインシアチブを取られてはどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 企業といふのは生き物でございまして、いろんな経済情勢に対応して迅速に適切な対応をしていかなければなりません。そのためには、ただしという条件が付いているようですが、こういう企業の再建を目的とします会社更生手続をおきまして、裁判所といたしましてもその円滑な運用をするために節目節目で法的な判断をする必要が出てくるわけでございますが、そういう法的判断の前提として一定の経済的あるいは経営的な問題についての理解、知識、そういうふたものが必要であるということは委員御指摘のとおりでございます。その辺、我々、十分認識はしてお

ります。

それで、これまで裁判所に対する研修という

ことで、倒産事件に関する専門性を高めるためのカリキュラム、これを例えば司法研修所においてなどございますけれども、いろいろ実施をしております。専門部の裁判官や学者による講義をす

ることで、倒産事件に関する専門性を高めるためのカリキュラム、これを例えば司法研修所においてなどございますけれども、いろいろ実施をして

あります。それから、各裁判所の中におきましても、例えば東京、大阪などでは既に勉強会、研究会などを開催をして、こういう専門知識を身に付けるための研さん、こういったものを考えて現実に行っているところでございます。

委員御指摘の裁判所外での弁護士、公認会計士、そういう関係職種の方々との連携、これも大変重要なことでございます。裁判所が核になっていうのがいかどうか分かりませんが、裁判所としてもこの点の問題意識を十分持っておりますので、手続の円滑な運営のために必要な、法曹だけではなくて、関係職種の方々の連携を図るために勉強会、これも十分考えているというところでございます。

○浜四津敏子君 続いて、裁判所にお伺いいたします。

民事再生法に続きまして今回の会社更生法の改正により、日本は制定法による企業再建が活発になるとの予測及び期待が寄せられております。これでアメリカに次いで世界第二の再建法大国になる可能性があるという指摘がございますが、そうなるためには、ただしという条件が付いているようございます。それは、裁判所が硬直的な運用をしなければ世界第二の再建法大国になると、こういう条件付だと言われております。

そこで、こうした期待にこたえるためにも裁判所には是非、会社更生法の立法趣旨に沿った柔軟、迅速な運用をお願いしたいと思っておりますが、その点について裁判所の取組への御見解をお伺いしたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 大変大きな御質問をいただきました。

先ほど申し上げましたけれども、企業は生き物

でございまして、その再建を図る手続を上手に運用していくというのは大変なことでございます。硬直的な運用というものがあつてはいけないわけでございます。

裁判所といたしましては、今回の会社更生法の改正の理念、これは手続の迅速化、合理化を通じて適切な運営をしていくと、こういう点で努力をしていきたいと思っております。

○浜四津敏子君 ありがとうございます。

以上で終わります。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

大臣は、十月二十九日の当委員会での所信表明の中でも、今回の会社更生法改正の目的について、喫緊の課題である不良債権早期処理の環境を整備することができる、こう述べられました。不良債権の処理が必要でありますけれども、これを無理やり早期にやるということは中小企業を倒産に追い込み、景気の悪化を招き、ひいては新たな不良債権を作るという悪循環に陥るということを私どもは指摘をしてまいりました。

実際、この一年間で十兆円、不良債権処理されました。新たに二十兆円が発生をしたと、逆に十兆円増えた、このことを見ても問題は明らかだと思います。にもかかわらず、今、この不良債権処理が加速をするということが小泉政権の下で行われている。なぜかということを私ども、今国会、予算委員会等でも追及をしてまいりました。その背景にはアメリカの対日要求があるんだということがあります。さらに振り返りますと、この間の一連の商法の改正、倒産法整備など、アメリカのいろんな要求が背景にあります。

九〇年六月の日米構造協議の最終報告を踏まえまして、政府は直接投資の開放性に関する声明というのを発表しております。その後、九四年に総理を議長とする対日投資会議が作られました。この会議の九九年の専門部会の報告を見ますと、外

国企業のMアンドAの円滑化のための合併手続の簡素化、会社分割制度の導入、倒産法の整備などに日本が取り組んできたということも報告で書いてありますので、これを踏まえまして事案の実情に応じて適切な運営をしていくと、こういう点で努力をしていきたいと思っております。

○浜四津敏子君 ありがとうございます。

以上で終わります。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

大臣は、十月二十九日の当委員会での所信表明の中でも、今回の会社更生法改正の目的について、喫緊の課題である不良債権早期処理の環境を整備することができる、こう述べられました。不良債権の処理が必要でありますけれども、これを無理やり早期にやるということは中小企業を倒産に追い込み、景気の悪化を招き、ひいては新たな不良債権を作るという悪循環に陥るということを私どもは指摘をしてまいりました。

実際、この一年間で十兆円、不良債権処理されました。新たに二十兆円が発生をしたと、逆に十兆円増えた、このことを見ても問題は明らかだと思います。にもかかわらず、今、この不良債権処理が加速をするということが小泉政権の下で行われている。なぜかということを私ども、今国会、予算委員会等でも追及をしてまいりました。その背景にはアメリカの対日要求があるんだといふことがあります。さらに振り返りますと、この間の一連の商法の改正、倒産法整備など、アメリカのいろんな要求が背景にあります。

九〇年六月の日米構造協議の最終報告を踏まえまして、政府は直接投資の開放性に関する声明というのがありまして、各五つの省庁から政策立案者がパネリストとして参加をしております。法務省からも参考官が出席をされておりますが、この中の会議の九九年の専門部会の報告を見ますと、外

に過ぎる、時間が掛かり過ぎるというような批判

や、企業再建のための手法をより一層整備すべきであるとの指摘にこたえるためのものでございません。

かかれています。

明らかだと思うんですね。

その中で、ではこの不良債権の処理というのがどういう位置付けにあるのか。九月にブッシュ大統領との日米首脳会談に基づきましてこの加速と行われております。また、商法につきましては、設置会社の創設等、企業統治の向上に資する改正などが行われてまいりました。

このうち倒産法制の整備につきましては、複雑化、多様化する現代社会における社会経済の高度な発達に伴う大規模倒産事件、国際倒産事件、消費者倒産事件、中小企業等の再建への対応という観点から行われてきたものでござります。また、

商法改正につきましては、企業間の国際的な競争の激化を始めとする我が国の企業をめぐる社会経済情勢の変化に対応するために、我が国の会社にとって使いやすく、かつ合理的な制度を構築するという観点から行われてきたものでござります。

要するに、早く処分をして不良債権を市場に解き放てとすることを強く要求しているわけですが、今回この会社更生法の改正について不良債権早期処理の環境整備と言われたわけですが、こうしたアメリカの対日要求というのも背景の一つとして踏まえたものだと、こういう点ではいかがでしょうか。

このように、いずれも我が国の社会経済情勢の変化に適切に対応するために改正が行われたものでございまして、アメリカによる対日要求に基づいて改正が行われたというものではございません。

○井上哲士君 昨年、対日投資シンポジウムといふのがあります、各五つの省庁から政策立案者がパネリストとして参加をしております。法務省からも参考官が出席をされておりますが、この中の会議の九九年の専門部会の報告を見ますと、外

に過ぎる、時間が掛かり過ぎるというような批判や、企業再建のための手法をより一層整備すべきであるとの指摘にこたえるためのものでございません。

かかれています。

ます。債務総額の三千二百億のわずか六%，初期の設備投資額二千億円の十分の一にも満たない金額がありました。「財界九州」という雑誌を見ておられますと、投資額と比べると買いたたかれたとの見方も当然かもしだれないと、こういうふうに言われておるんですね。

ブッシュ大統領は、親書で、最も効果的に資本を活用できる人たちの手にゆだねると、不良債権を、こういうふうに、そして機能を回復させるべきだと、こういうふうに言つてゐるわけですが、今、日本で行つてゐるようなこうしたアメリカの投資ファンド等の動きをどのように評価をされてゐるか。いかがでしょうか。

○國務大臣(森山眞弓君) 経済がグローバル化しておりまして、外国の様々な資本が日本の市場ということに注目しているということも現実だと思ひます。

最近の会社更生事件や民事再生事件におきまし

ては、御指摘のとおり、外資系の企業が更生会社から営業譲渡を受けてその更生を図るというケース、スポンサーとなるという事例が増えているということはおっしゃるとおりでございます。しかししながら、どのような企業がスポンサーとなるかの選定は、会社更生手続又は民事再生手続において、例えば外資系企業への営業譲渡について、債権者等の多数決による同意を得て、又は裁判所の許可を得ることなどによりまして適正に行われているものでございまして、御指摘のようなことはございません。

○井上哲士君 経済のグローバル化は、それは私どもも否定をしませんし、公正なルールの下でそれぞれの経済が発展していくのはそれは当然だと思うんです。しかし、一方的に日本国民の犠牲を強いるような形でこれが行われることになりますと、これは大問題であります。

新生銀行という銀行がありますが、これは旧長銀がつぶれたときに政府が三兆円の税金を使つて不良債権を全部きれいにしました。これもやつぱりリップルウッドがたつた十億円で買ったという

ことで、これも大問題になりました。これがどういう銀行になつてゐるかといいますと、今、国内向けの貸出しは、二〇〇二年三月末で四兆八千億円、二〇〇〇年三月末の七兆五千億円に比べまして二兆五千億円も貸出し、減少しているわけですね。去年の十月に業務改善命令を受けた第一号の銀行になつてゐるわけであります。

いろんな雑誌でも、ハ兆円ビジネスが目を付けた日本の不良債権とか、様々な雑誌でこうした活動が指摘をされておりますが、日本の金融をこうした米国の大手投資銀行の支配下に置く、その下

で不良債権を早く市場に出してハゲタカファンドのえじきにしていこうと、こういうような思惑がある中で、やはり今回の改正がこういうハゲタカファンドと言っているような企業の横暴などを更に加速をすることになるおそれがあると

私は思うんですが、その点はいかがでしょうか。
○國務大臣(森山眞弓君) 御指摘のような外資系
のファンダムが更生手続に関与する形態といったしま
しては、新株の引受け又は営業譲渡の譲受人とな

ことが多いと承知しております。しかしながら、これらにつきましては、いずれも更生計画による場合は、債権者等の利害関係人の法定多数の同意を要するということになつておりますし、更

生計画の認可前に、更生計画によらない営業譲渡による場合には、裁判所の許可を得るべきことになつております。

担保する手続的な手当でがされているというふうに考えますので、御指摘の外資系ファンドの横暴を許すということにはならないと思います。

市場を先ほどの発表書にありますように、ねらっているというときに、およそ危機意識がないというようなことは私は大変残念な御答弁だったと思います。

その上で、いわゆるモラルハサードの問題についてお尋ねをします。

第三部 法務委員会會議録第十一号 平成十四年十二月三日 参議院

経営者のモラルハザードを抑止するための様々な手段は用意されておりまして、これらが適切に活用されれば、原則として従来の経営者がそのまま経営を続けられるという仕組みを取つてはいるものの、そのことを理由にモラルハザードを招くことはないと、こう考えております。

ら選任しなければならない」としてしているのみでございます。ただ、実際上の運用といたしましては、更生会社の旧経営陣は経営に関与していたと、この一事をもつて一律に管財人に選任しないという運用が定着していると承知しております。ただ、その旧経営陣と申しましても、例えば会

性の調査をする。それから経営責任の有無について、調査委員による調査を事業において活用する、といったようなことが一般的に考えられるわけございます。

に基いて生じた損害ということで六十億円余、合計六十億円余の損害を会社がこうむつたと
いうことで、商法二百六十六条の責任を認めたと
いうものでございます。これは十九名の十七名に
対してその関与の度合いに応じて損害賠償義務を
肯定したというものがございます。

○井上哲士君 民事再生法の議論のときもそういうような御答弁をされているわけですが、しかし現実にはいろいろなところでこれはモラルハザードだと指摘をされるような事態がこの間続いてきたわけです。その上で、今回、会社更生法の改正の中に取り入れられてくるわけですね。

実際、去年の三月に経済産業省が商事法研究会の協力を得て行ったアンケートでも、これは三百五十九社のうち八一・五%が民事再生法のマイナス評価として経営者のモラルハザードの懸念、これを挙げているわけですね。にもかかわらず、今回にもこういうことを起こしかねない規定が取り入れられるなど。

社がおかしくなつて、支援企業から再建のために送り込まれ、再建計画を中心となつて樹立したと、こういうような人もいるわけでござります。そういう再建計画に基づいて会社更生法が申立てをされたときに、その人の能力あるいは経験というものも管財人として活用をしたいということを裁判所が考える場合も十分あり得るわけでござりますので、そういう場合に備えまして、今回、会社更生法案において更生会社に対して商法上の義務違反等によって損害賠償義務を負う者、そういう者は管財人に選任することができないという規定を置くことにおきまして、逆にそういうたぐれ事由がなく、かつ能力的にその管財人にふさわしい

て、人材の有効活用ということを図るためにこういう取締役、経営責任のない取締役を管財人に選任できるということを明確にしたものというふうに理解しておりますので、そういうふうに沿った運営が確保されるように努力していくたいと考えております。

○井上哲士君 逆に、なれない欠格条項としては、損害賠償の査定を受けるおそれのある取締役ということになるわけですが、これは商法二百六十六条に基づく損害賠償責任が問われる場合だけにはどういう場合か、典型的な例などいかがでしょうか。

それからもう一つは、平成十三年三月二十二日に東京地裁でされました更生特例法に基づく損害賠償請求権の査定決定というのがございます。(この事件は千代田生命保険相互会社でございまして、これが過去に行つて回収不能になりました三件の融資について、この融資自体が保険業法に定める他業禁止規定に違反する、あるいは回収可能 性に関する審査が不十分であつたと、こういう点で取締役でありました四名の守秘義務違反といふものを認めまして、合計で約七十一億円余の損害賠償義務を肯定したというものでござります。) 井上哲士君 ですから、実際には非常に厳格に こういう例が挙がっております。

衆議院の参考人質疑でも竹下先生がやはりモラルハザードが生じる危険があるということは認めているらしくやるわけですが、こういう懸念が既にたくさん出ているにもかかわらず、そして民事再生法でも起こったにもかかわらず、なぜあえて今回の改正案に盛り込んだのか、この点いかがでしょうか。

いと
こう裁判所が認める場合には旧経営陣にいた人間であつても管財人に選任できること、こういうう道を開こうとしたものでござります。

○井上哲三君 今ありましたような欠格条項を規定をしてやるわけですが、これ具体的にはどういうような運営を裁判所はやられるのか、この点いかがでしょうか。

〔委員長出席 理事荒木清實君着席〕
○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 裁判所としてお答えできますのは、典型的な場合ということではむしろ実際にあつた事例ということでお答えさせていただきたいと思います。

規定をされておりまして、大変例が少なしいわけですね。株主代表訴訟などを見ておりましても、この間和解になつたものなどでいいますと、総会屋への利益供与であるとか、談合による課徴金であるとか、独禁法違反だとか、こういうものに非常にお限られております。ですから、非常にやはりこれまでいきますと範囲は狭くなつていく。本来、取

○政府参考人(房村精一君) 今回、会社更生法は、基本的な構造いたしましては、裁判所が管財人を選任するということで再生法とは異なる手続構造を取っております。そういう意味で、基本的考え方として民事再生法の経営者がそのまま居残るという場合とは仕組みが違っているというふうに申し上げられるかと思います。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 一般論として申し上げますと、由立てに至る経緯や取締役への就任時期、取締役としての活動内容等、総合的に判断をいたしまして、経営責任があるかないかということを判断していくということでございました。

法二百六十六條等の損害賠償責任が認められた裁判例、最近三年ほど公刊物に登載されているものを調べますと二件ございまして、一つは平成十二年十二月八日に東京地裁でされました、これは民事再生法に基づく査定決定でございますが、これは大手百貨店そごうに関しまして、過去にこの会社の取締役の地位にあった十九名に対する損害賠償

御指摘の点は、この管財人につきまして、直接的な経営責任がない者を管財人に選任できるという規定を今回特に設けたことに関連してと思われます。この点につきましては、現行の会社更生法では管財人の資格について特段の規定を置いておりませんで、「その職務を行うに適した者のうちから

省の民事局長が挙げた例を使わせていただきますと、事前に経営陣が退陣をして申立ての直前に入り、ポンサーから有能な取締役が派遣されていると、そういうような経緯がもしあるとすれば、そういう経緯を示す資料を出させる、あるいは債権者等の意向を聴く、それから監督員による管財人の適

償義務の査定の申立てがされて、これを認めたものでございます。中身は、関連会社との架空取引によって生じた損害とか、回収可能性についての慎重な配慮を欠いて外国法人へ追加融資をしたということによって生じた損害、それから配当可能利益がないにもかかわらず違法な配当をしたこと

建設計画がどんざをして、去年十二月に民事再生法の適用を申請をいたしましたが、依然として経営陣に残つて社会的な批判を浴びましたが、経営陣を続けて、今年四月には辞任するということが明らかになつております。当然のことだと思うんですね。

現行の会社更生法ではこうした経営陣というのは当然排除されるわけですが、改正案では残る道が開かれると。一体これで社会的な納得を得られるんだろうかと。民事再生法の下で助長されたモラルハザードというのが拡大することになるんではないかと私は思います。

日本経済の大きな問題として、大企業の社会的責任の欠如というのは、この間の雪印グループとか日ハムの問題、東京電力の問題、目を覆いたくなるようやく不祥事が相次いでいるわけですね。いろんなやはりモラルハザードというものが日本の経済界の中には、それが民事再生法で私はやはり助長をされたと思います。経営責任を問われないような仕組みを作つてもらつた。そこに飛び付いたというのが実態だったと思うんですね。

そんなときに、今回、こうした会社更生法の中にもこういうモラルハザードを助長するような仕組みを作るということは、日本経済の将来にとって非常に重大な問題になりかねない、そのことを指摘いたしまして、質問を終わります。

○平野貞夫君 この会社更生法の全面改正の議論の前提としまして、会社法を始めとする企業立法の意味といつた基本問題について政府当局に尋ねたいと思います。

最初に、法務大臣、今回の会社更生法の全面改正のねらいといいますか理念、理由じやありますか。

○國務大臣(森山眞弓君) 現在の会社更生法は、先ほどもお話を出ましたが、昭和二十七年に制定された後、昭和四十二年に手続の濫用防止等の観点から一部改正が行われた以外には、特段の見直しがされないので現在に至つてはござります。

しかし、この間の社会経済情勢の変化は大変に大きなものがございまして、特に近年は、会社更生法がその利用対象として想定する大規模な株式会社の倒産事件が激増している状況にございました。このような状況の下で、現行の会社更生法が定める会社更生手続に対しましては、手続開始の

申立てから手続の終結に至る各段階の手続が厳格過ぎまして、更生計画の成立に時間が掛かり過ぎてという批判がございましたり、企業再建のための手法をより一層整備すべきであるという御指摘も多々あるわけでございます。

そこで、会社更生法を全部改正いたしまして、経済的に苦境にある株式会社について、その事業の維持更生をより一層合理的かつ機能的に図ろうとしているものでございます。

○平野貞夫君 同じ答弁を今朝から何回かなさつておるんですが、それは提案の理由でしよう。私は、全面改正する会社更生法の理念はどこに置くべきかということを聞いておるんですけど、大臣にこれ以上言いませんがね。

社会経済事情の変化に伴い、ということが大体の企業立法の最近のまくら言葉になるんですけど、私は、やっぱり一番大事なことは我が国に健全な資本主義社会を作ることといいますか、あるいは市場原理の暴走を抑えること、公正な商取引をやることというのが理念だと思うんですよ。ところが、そのところをばかと外して、そこに共産党の井上先生が指摘する、対アメリカとの問題なんかのことを私は勘ぐるんですが、私は、この全面改正された会社更生法に二つの側面があると思うんですよ。私は素人ですが、そういうふうに感じているんですけど。

一つは、大臣が理由でおっしゃつたとおり、やはり更生手続の簡素化によってより企業再生を効果的にする、これは必要なことだと思います。これはもつと早くやるべきですよ。法務省も怠慢だったと思うんですよ。それは、ほうっておくということについて。しかし、もう一方で、報道にもかつてあつたんですが、米国流の短期決着、倒産とかの会社の再生に短期決着をする道を開くんだと。要するに、運用によつては、特に、来年でできますが、産業再生機構、ああいうものとセットになつて不良債権処理をどんどんやって、ハゲタカファンによる日本のたたき売りの道具にも使われるかも知れない、運用によつては。そういう

たものを促進する側面も持つておると私は思うんです。皆さんには法律を抽象的に並べるのが仕事ですから、そこまで考えないかも分かりませんが。

となりますと、この法律というのは、もつと早

く日本の企業のためにやるべきだたという面と、運用によつてはアメリカ式市場原理を中心、いわゆる強い者が弱い者を踏み付けるという面としているものでございます。

そこで、そもそも会社更生法の全面改正が国会に提案されるまで、どういうプロセスで、いつごろからその要請があつて、それに対して法務省が対応してきたかということを、ちょっと簡単で結構ですから、説明してくれませんか。

○政府参考人(房村精一君) 先ほど来申し上げておりますように、会社更生手続そのものは昨年の三月から具体的な検討に入つております。ただ、これは平成八年から日本の倒産法制全体を見直す、こういう作業を進めています。

こういう倒産法制全体を見直すという作業を始めましたのは、御承知かとは思いますが、日本の倒産法制が非常に複雑になつております。清算型としては破産法、これはドイツに倣つております。昔は和議というオーストリアに倣つたものもございました。そのほか、会社更生が再建型とし

て戦後、アメリカに倣つてできております。商法には会社整理あるいは特別清算というイギリスに倣つた制度がございます。こういうものがそれぞれ母法を別にし、制定の時期も異なる、その手続の間の連絡も余り十分ではない、こんなことから日本の倒産法制が非常に分かりにくい、使いにくいい、こういう御指摘を受けておりました。そこ

で、倒産法制全体を対象として、日本の実情に合つたものにするということで、倒産法制全体の見直し作業を始めたわけでございます。

○平野貞夫君 民事再生法との関連についてはまた後刻お尋ねしますが、平成九年以降、倒産関連法案というより、いわゆる商法関係の立法が物すごく、異常に増えているわけなんです。私も、十年昔、参議院議員になつたとき、法務委員会に来れば、大体、裁判官の給与法ぐらいのものだというので。そうしたら、このところ、恐らく各委員会の中では一番法案審議していると思うんですが。

とにかく、一貫してほんと出すことは無理だと思いますが、私が記憶しているだけでも、この五年間で会社関係法が十件ぐらいしかやつたんじゃないかと思います。それから、会社法以外の

やつぱり会社関係の議員立法とか、そういうのも十件以上法律を作つておるんじゃないかと思いますが、私なんか法律の素人なのですから、質問するにも非常に困るわけですね。

そこで、会社更生法の全面改正もその一環だと思つんですが、ちょっとおさらいになりますが、九年以降、会社法関係の改正が、主な改正のポイントを、どういう段取りでやつてきたかということを説明してくれませんか。

○政府参考人(房村精一君) 御指摘のように、平成九年以降、商法関係、非常に多くの改正がなされています。これは、やはり時代の変化、これが非常に急激であると、これに対応しなければならない、特に国際化、グローバル化が進んでいます。こういうこと。それらに対する対応をどうするかということから改正をしたものでございます。

その中で、まず企業の国際的な競争が激化しました。そういうことから、企業の組織の柔軟な再編成によりましてその競争力を高める必要があるということで、会社の企業組織の再編成のための法制度の整備、これを何回かにわたり行っております。

まず、平成九年に合併手続の簡素合理化、これを行つております。これは、やはりグループ企業の再編成ということで合併法制度が非常に利用されている、こういうことから、まず合併の手続の簡素合理化を行つたものでございます。次に、平成十一年には株式交換及び株式移転制度を創設いたしまして、これによつて完全親子会社の創設を容易にすると、こういう改正を行いました。次に、平成十二年には会社分割制度の創設ということです。会社の営業を別会社に包括的に譲渡することを容易にすると。この三つの改正によつて企業組織の再編成、これを柔軟に行えるようにしたと。これは一氣に行うのはなかなか困難でございますので、それぞれのテーマごとに年度を分けて実施したものでございます。

それから、やはりそういう時代の変化に対応す

るために企業の資金調達、これの多様化が進んでおりますので、これに対応できるようについてござります。そこで株式関係の制度改革を相当行つております。

代表的なものといたしましては、平成十三年に新株発行に関する規制の緩和あるいは種類株式の多様化と、こういった改正を行つてあるところでございます。また、平成十三年には自己株式の取得、保有、これの原則自由化という改正もなされております。これによりまして、経済構造改革の推進あるいは証券市場の活性化ということが図られます。

それから、あとは企業統治関係、これも企業統治の実効性を上げるということで、平成十三年に監査役の機能強化、取締役の責任の軽減等を内閣としての改正が、これは議員立法でございますが、行われております。また、平成十四年には委員会等設置会社制度という全く新しい制度を導入するということによりまして、企業統治の実効性の確保を図る仕組みを作つております。

従来、多くの改正がなされておりますが、主なものとしては以上のようないふるく理解してよろしく

○平野貞夫君 分かりました。私たちも大変だつたですけれども、これ、準備する皆さんも本当に大変だったと思います。その御苦勞は敬意を表し

思つております。

○平野貞夫君 分かりました。私たちも大変だつたですけれども、これ、準備する皆さんも本当に大変だったと思います。その御苦勞は敬意を表し

思つております。

○政府参考人(房村精一君) そういう見方もありますが、今ざつと説明を聞いたところによると、

国際競争の激化、そして社会情勢の変化といふ

ういうふうに理解してよろしいですか。

○政府参考人(房村精一君) 御指摘のように、グ

ローバル化が非常に進んでおります。

これは、好

むと好まさるととにかくわらず、もう巻き込まれて

いる動きでございますので、我が国の企業がそ

が、最近は、それだけでいいのかなという若干反

省をしております。

国際経済の競争力の激化ということは、別な視

競争力強化のための法制度の整備をしているところでございます。

その場合に、やはり先進諸国の中でもそういう

市場を中心とする法制度が進んでおりますのは米

国でございますので、米国の制度ももちろん参考

にはしております。ただ、これは内容のいかんを

問わず、米国の制度を日本に移植するというよう

ういつたグローバル化あるいは社会の変化が進む

中で、それに対して日本の企業としてどう対応す

るかという観点から、各国の制度を参考にしつ

つ、それなりに内容を煮詰めた議論をして整備を

進めています。

○平野貞夫君 そうおっしゃることについては分

かります、見方を変えれば、一連の商法関係の

改正というのは構造改革に伴うもの、いわゆる規

制の緩和でもあつたというふうに理解してよろし

いですか。

○政府参考人(房村精一君) そういう見方もありますが、見方を変えれば、一連の商法関係の改正というのは構造改革に伴うもの、いわゆる規

制の緩和でもあつたというふうに理解してよろし

いですか。

○平野貞夫君 分かりました。私たちも大変だつたですけれども、これ、準備する皆さんも本当に大変だったと思います。その御苦勞は敬意を表し

思つております。

○政府参考人(房村精一君) そういう見方もありますが、見方を変えれば、一連の商法関係の改正というのは構造改革に伴うもの、いわゆる規

制の緩和でもあつたというふうに理解してよろし

いですか。

○平野貞夫君 分かりました。私たちも大変だつたですけれども、これ、準備する皆さんも本当に大変だったと思います。その御苦勞は敬意を表し

思つております。

○政府参考人(房村精一君) そういう見方もありますが、見方を変えれば、一連の商法関係の改正というのは構造改革に伴うもの、いわゆる規

制の緩和でもあつたというふうに理解してよろし

いですか。

○平野貞夫君 分かりました。私たちも大変だつたですけれども、これ、準備する皆さんも本当に大変だったと思います。その御苦勞は敬意を表し

思つております。

○政府参考人(房村精一君) そういう見方もありますが、見方を変えれば、一連の商法関係の改正というのは構造改革に伴うもの、いわゆる規

制の緩和でもあつたというふうに理解してよろし

いですか。

うか食われるかと。アンゴロサクソン・ユダヤ・リセッションなんという、私は最近の世界経済とこれは資本主義の変質といいますか、大変な時代に差し掛かっていると思います。

ですから、皆さんが苦労されて準備された商法関係の改正が常に後追いであつたということ。これはそんなことに先んじてなかなか立法なんといふのは難しいと思うんです。それでも後追い過ぎるということと、それからアメリカをモデルにした、全部が全部アメリカに従つたわけじゃないですか。規制緩和というやり方が、現在、アメリカで新しい既得権といいますか、新しい様々な社会問題を起こしている。エンロンに

しろどこにしろ、そういう問題が生じている。

規制緩和の結果、アメリカが大きく発展させたIT産業なんかの中で、特に会計検査の破綻だと

か、それからアメリカのようなどころにはないと思つていたクローニー・キャピタリズム、縁故資本主義といいますか、元々アメリカは日本とか東南アジアは縁故資本主義だと言つてたたいたわけですから、それが、日本どころじゃない、アメリカ

の方に大きなやつがあつたという、非常に資本主義といふものの問題が露出しているんですねが、法

務当局としては、商法関連法律の改正について、一つの一貫した物の考え方ですか。それは後追い

でもいいですよ、そういう哲学みたいなものは持つていたんですか。

○政府参考人(房村精一君) 哲学と言われますとあれですが、御指摘の規制緩和を進める必要があるということ、しかし同時に規制の緩和が不正の横行を許すようであつてはならない。これは、

私どもが商法に限らず法務省として現在進めてお

ります法整備の基本的な理念でございます。

商法においても、できる限り会社の選択の余地を広げて時代の変化に的確に対応できるような制

度にしたいということ、しかし同時に、企業統治など適正、適法な企業運営がなされる、この確

保のためには強行法規で義務付けるということも

当然必要でございます。その調和を図りながら整

備を進めてきたつもりですし、今後もそういう観点で整備を進めていきたいと、こう思つております。

○平野貞夫君 大臣、民事局長が苦労されていろいろ日本の企業立法について効率的、柔軟に、しかもある部分では厳しく社会の大きな変化に対応させよう、これからも。ばらばらばらばらにしてきているけれども、一定の時期になつたら一貫した商法体系を作るという、そういうことでやつておると思うんですが。

素人がこんなことを言つて誠に申し訳ないんですけども、ここ五、六年の企業立法について私の印象を申し上げれば、柔軟かつ効率的な適用ということになると、どうしてもモラルハザードの問題にも係るし、それから腐敗といいますか、の問題にも係るし、また政治、政官財の癒着という問題もできるし、そういう意味で、不足している部分はそういう企業関係の犯罪の罰則といいますか、あるいは犯罪の概念を当然広げなきや駄目じゃないかと。そこら辺の罰則の設け方のところについては余りやられなかつたというふうな印象を持つておるんですが、そこら辺の御見解と、今後どうするかという、今後どうしたらいいかということをお聞かせください。

○國務大臣(森山眞弓君) 今までお話をありましたように、国際的なグローバル化ということが進んでおりまし、我が国としても今までの事前規制型から事後監視型に変わらなければいけないと

いうことは局長からも申し上げたとおりでございまして、社会経済構造の変革の時代を迎えている

というわけでございます。おつしやいます規制緩和というのもそうした動きの一つでございます。

その一方で、各種の商取引に關係する特別背任事件とか、いわゆる総会屋に対する利益供与事件など、商法違反の行為もなお後を絶たないところが現実でございます。一般に、各種の犯罪における刑罰の在り方につきましては、その罪の罪質や他の罪の刑との均衡、その犯罪によって起きる被害の内容や程度など、様々な観点から総合考慮し

た上で決められるべきものでございまして、事案の内容に応じて適切な刑罰を科し得るものでなければならぬと考えております。

商法違反の罰則につきましては、そのような観点から、平成九年の商法改正によりまして法定刑の引上げや罰則の新設が行われたところでございまして、今後とも国民が安心して暮らせる社会、ルールに従つた健全な経済活動が営まれる活力のある社会を確保していくために、社会経済事情の変化に応じた罰則の在り方については十分今後とも意を用いてまいりたいと考えております。

○平野貞夫君 その辺、よく御研究いただきたい

そこで、民事再生法と会社更生法との関係の基本問題についてお尋ねしますが、たしかあれ、民事再生法を提案なさったときには森山大臣でしたよね。違いましたつけ。——じゃ、別ですか。

私が印象で残っていますのは、提案理由の中で、民事再生法の中で、この法律は中小企業に適用するものだというのを明確におつしやつたんですね。ところが、法文の中になかつたと思うんであります。しかし、それが一つの適用の基準だと僕らは思つた。それから、できればあの時点でこの会社更生法の全面改正が行われて、セットで出されるべきだと、そういう議論も各先生方もやつたと思います。

そこで、大きな問題として、いずれも倒産といふ言葉は悪いと言いますけれども、倒産立法ですね。これは一つになつておるんですけども、これは将来やつぱり統合してこの一定の基準を設けて、これは会社更生法、これは民事再生法と峻別を法律すべきじゃないでしょうか。今のまま併用させていたら、大企業だつて民事再生法やろうと思つたら法律的にはできるわけでしょう。その辺どうなんですか。

○政府参考人(房村精一君) 御指摘のように、確かに民事再生法、立法のねらいといったしましては、中企を中心とした再生手続ということで考えたわけでございますが、ただ当時の日本の実情か

らいたしますと、大規模の株式会社向けには会社更生法がございますが、それ以外の広く一般の再建手続、そういうものの整備がなされておりませんので、再生法はその対象を特に限定せず、会社に限らない、他の法人も入る、あるいは個人も入ると、こういう再生手続の一般法というのを考えたわけでございます。ただ、一般法ではあります、その手続的には比較的簡易、迅速に行えるようになりうることで中小企業に向いたものと、こういう位置付けでございました。

大企業が現に利用しているじゃないかという御指摘ですが、それはそのとおりでございます。しかし、同時に大企業が利用してやはりうまくいかない例も近年増えてきております。それはやはり手続の特質、再生法が簡易、迅速というところで担保あるいは優先債権、そういうもの除外している、また会社の組織再編もできない、こういう手続にしておりますので、大企業が利用するには限界がある。大企業が利用できるのは、例えばそこのようないくつかの整理がほとんど先に進んで担保権者の同意がほとんど得られている、こういう極めて限られた場合だらうと思います。

ただ、そういう極めて限られた場合であつても、そういう事実上の話合いが先に進んでいて、より簡易、迅速に処理できる民事再生でも適切に処理できるのであれば、それを利用を禁止する必要はないだらうと、こう思ひますので、やはり考え方としては、その特質を利用者の方々によく理解していただいて向いた手続を選んでいただく、やはり担保権者の同意が得られないのに居座りを図つて大企業が再生法を使うということでは、これは多分うまくいかないだらうと思います。そういう特質を十分理解してもらえるように、私どもとしてはその手續の差についてこれからも周知を図りたいと、こう思つております。

現段階では、そういう形でこの二つを各利用者に必要に応じて使い分けていただくという方向を進めたいと考えておりますが、将来的にどうするかということはその運用の状況、また今後、破産

法の整備も進みますので、そういう日本の倒産法全体を見ながら将来の課題として考えていくべき事柄ではないかと、こう思つております。

○平野貞夫君 最後にお尋ねしたいんですが、産業再生機構というのができれば、やっぱりこの会社更生法は相当活性化すると思うんですよ、こういう状況ですか。市場原理の暴走をさせないように、日本に健全な資本主義社会を作るということを、このところをやっぱり政府としては押さえておいてほしいということと、それと、今後この企業立法というのはあとどんなテンポで進めるつもりですか、いつごろまで。ちょっと見通しを、私もいつまでも法務委員会をやるわけにいかぬものですから、まだまだ忙しいかどうか。

○政府参考人(房村精一君) まだしばらくは忙いのではないかと思っておりますが、当面検討を進めておりますのは倒産法制の破産法でございます。これは現在 法制審議会でやつておりまして、来年の秋の臨時国会が開かれればそこにお願いをしたいと、こう思つております。

次に、会社関係につきましては 株券のペーパーレス化、これを今緊急の課題として検討しております、これも来年の秋の臨時国会にお願いをしたいと、こう思つております。

さらに、会社法の全面的な整備、これは現在、商法、有限会社法、それから商法特例法に分かれておりますし、例の片仮名の文語文ですので、これを一まとめにして現代化を図るという作業がございます。これもできれば十七年ぐらいまでには行いたい。その際には、倒産手続で残つております会社整理とか特別清算も併せて見直しをしたく、まだそれでも残りの商法の部分がありますので、これもやらなければならないということで、本当にメジロ押しの課題で、しかし法務省としては、何とかできるだけ急いで整備を進めまして國民の期待にこたえたいと、こう思つております。

○平野貞夫君 終わります。

○福島瑞穂君　社民党的福島瑞穂です。
まず初めに、管轄の問題についてお聞きをいた
します。

マイカルの再建手続の中で、記事を見ますと、大変管轄が非常に重要な問題だということがよく分かりました。東京高等裁判所は、今年の五月三十日、東京地裁が出したマイカル九州の更生手続開始決定を取り消し、福岡地裁へ移送するという決定を行つた。つまり、九州マイカルにすれば福岡でやつてもらつ方が地元の気持ちや利害を反映しやすいと。しかし、マイカル本体とすれば東京地方裁判所でやつてもらつた方がいいというふうに、どこの裁判所でやるかによつて随分温度差や、残すかどうかとか、利害が反映されるということが分かりました。

○政府参考人(房村精一君) 今回、会社更生法を改正するに際しまして、管轄につきましても相当の合理化を図りました。従来、本店所在地に限られておりまして、しかも専属管轄であった。これにある会社、こういつたものを一緒にできるようにということで管轄を広げました。また、そういうう個別的な会社の特性に応じた管轄以外に、一般的に東京地裁それから大阪地裁に競合管轄を認めたわけでございます。

これは、会社更生法が非常に特別な手続専門的で、かつ複雑であると、こういうことから、慣れていないところですとなかなか適切、迅速に処理をすることが困難だと。こういうことから、専門部が整備され、高い能力を持つた裁判官、書記官等がいて、また管財人としても候補者を選任する上に便宜であるという東京、大阪に全国どこからでも利用することができるようにして、そのことによって最終的には会社更生手続の迅速化、適切な処理が図れるのではないか、こういう観点でございます。

ただ同時に、御指摘のように、本社と相当離れた東京あるいは大阪に事件が係属いたしますと、関係人がその裁判所まで出頭するという上で不便を感じるというような懸念もございます。そういうことから、今回の改正におきましては、会社の更生手続全体を簡素化あるいは柔軟化するということで対応が可能になるように、例えば一番重要な財産状況の報告、あるいは更生計画の決議、こういった場合、従来は関係人集会を必ず開かなければならぬとしておりましたのを任意的なものといたしまして、書面決議の方法も取り得るというようなことにいたしましたし、また東京、大阪に会社更生の申立てがなされたときには、債権の確定手続に対して訴訟になつた場合には、これを本来の管轄裁判所に移送できるという手続を設けると。

このようないるいは会社更生法改正案についても整備をいたしまして、当事者に不利益が生ずるおそれができるだけ軽減したつもりでございました。

○福島瑞穂君 今度の会社更生法改正案は、東京・大阪地裁を中心することをむしろ促進したいと考えているのでしょうか。それとも、やはり地元のある程度利害を反映して、地元でやる方が望ましいというふうに考えていらっしゃるのであります。

○政府参考人房村精一君 これは、正にそれぞれの会社がその状況、会社の状況であるとか債権者がどのような分布をしているか、それから複雑な問題を抱えているのか、そういうことを判断して、地元の裁判所に申し立てる方が手続が円滑に進むのか、あるいはそういう専門部が整備されている東京あるいは大阪を利用するか、それはそれでございます。

○福島瑞穂君 先ほどマイカルの例を挙げましたが、九州の方ではこういうふうにしたい、本社全体としては実はこうしたいという、若干、かなりだける、こういう意味で競合管轄にしているわけ

り激しく争われたというふうにも思いますが、例えば管轄裁判所を東京・大阪地裁中心にすると、労働組合の関与が若干強化されたにもかかわらず、労働組合が一々、先ほどは書面でいうのはありましたがあつたが、やはり労働組合としては裁判のもつと関与したい、見張りたい、行きたい。あるいは専門店街、デパートなどですとテナント料などが、例えば百専門店があつてテナント保証金が問題になつてゐる場合に、わざわざ東京地裁に来るということなどなりますと大変負担になると思います。

ですから、書面だけの参加も、書面決議といふこともおつしやつたんですが、全体としての裁判への関与がなかなか困難になるのではないかといふ点についてはいかがでしようか。

それが起きたことで、どこで管轄で争うかがかなり激しく争われたというふうにも思いますが、例えは管轄裁判所を東京・大阪地裁中心にすると、労働組合の関与が若干強化されたにもかかわらず、労働組合が一々、先ほどは書面でというのではありませんが、やはり労働組合としては裁判判もつと関与したい、見張りたい、行きたい。あるいは専門店街、デパートなどですとテナント料などを、例えば百専門店があつてテナント保証金が問題になつている場合に、わざわざ東京地裁に来るということなどなりますと大変負担になります。

ですから、書面だけの参加も、書面決議ということもおつしやつたなんですが、全体としての裁判への関与がなかなか困難になるのではないかといつてはいかがでしょうか。

○政府参考人(房村精二君) まず、労働組合の関与でございますが、これはいろいろな意見を聴くといふのは書面でもできるということが一つござりますが、どちらかといいますと、主として、裁判所の意見もありますが、労働組合と直接的に接触をして意見交換をするというのは管財人等が多いのではないかと思われます。

そういう意味で、本社が地方にあります裁判所が東京ということになりますと、管財人としては当然、企業の経営それから財産の管理を行うということが職務になりますので、自らあるいは少なくとも管財人代理は本社に常駐しなければ適切な企業運営ができません。そうなりますと、組合とすれば、常駐している管財人代理との折衝、こういうものを通じて十分な情報を得られますし、また意見を伝える機会も確保できると、こう考えております。

それから次に、例えは保証金をめぐった争いが起きたときと、これについては、先ほども申し上げましたが、東京、大阪に本店がなくて会社更生手続が係留したときに保証金等の債権の確定手続で訴訟になつた場合には本来の管轄裁判所へ移送できるという制度を今回整備しておりますので、

それは今の移送の制度で対応できるのではないか
裁判への関与、手続に参加しにくくなることがないか
いように、今後も是非よろしくお願ひします。

○福島瑞穂君 東京・大阪地裁中心になることと
裁判への関与、手続に参加しにくくなることがないか
いように、今後も是非よろしくお願ひします。

次に、法案を読んでみますと、法案は労働者を
使用人というふうに書いてあります。これは商法の
規定が使用人というふうになつていて、商法の
上の概念である使用人を使ってみると、会社更生
手続において使つてているのだと思いますが、今、
商法は極めて古い法律になつて、でつちとかいろ
いろ言葉があつて、使用人というのはもうちょっと
と余りに古いのではないかな。この辺について
は、ほかの会社分割法制創設のための商法改正で
は労働者というふうに表現をしておりますので、
この使用人というのは何とかならないかという点
についてはいかがでしようか。

○政府参考人(房村精一君) 御指摘のように、今
回の法案の中では使用人という言葉を正に使用し
ているわけでござりますが、これは古いかどうか
というのいろいろな御意見もあるうかと思います
が、この法案で用いているのは、正に委員の御
指摘になられましたように、商法で用いていると
いうことを考慮して使つております。

商法につきましては、現在、その全面的な見直
しということも進めておりますので、その中で用
語の問題をどうするかということも検討をするこ
とになるうかと思います。また、そういう商法の
検討も踏まえて今後どうするかということは考
たいと思います。

○福島瑞穂君 使用人というのはもう古い言葉で
実態に合わないので、是非、労働者なり言葉を変
えてくださるようによろしくお願ひ申し上げま
す。

それで、労働者という概念なのですが、今日の
労働法制や判例、命令では、直接の雇用契約を持
つ旧来型の典型的労働者だけに限定をしないで、
労働者性を持つ、例えば建築職人のような手間請
従事者や、アウトソーシング化で急増する個人事

業主型の契約労働者などのいわゆる非正規職労働者も含めて幅広く解釈するようになつております。

これは、一九九七年の「労働基準法研究会労働契約等法制部会労働者性検討専門部会報告」では、手間請従事者の実態が反映され、従来の判断基準を大きく塗り替える内容となつていて、手間請従事者の労働者性が明確になりました。

また、百五十億の負債を抱えて東京地裁から破産宣告を受けた住宅リフオームの大手リモテックスに対し、職人たちの手間である工事代金が優先順位の低い一般債権扱いされていたものを賃金台帳のない職員にも労働債権として認定し、労働福祉事業団から国の立替払制度の対象とすることを決定しております。

つまり、労働者といっても、限りなく委任のような形を取つているけれども実は労働者、民法で言う請負契約だけれども労働者とか、こういう手間請職人などの問題があるわけですが、この点については、労働債権が保護をきちっとされるだろうかという点についてはいかがでしようか。

○政府参考人(房村精一君) 会社更生法では、更生会社の使用者の労働債権、これを共益債権あるいは優先債権として保護をしておりますが、ここで言つております使用者の労働債権、これは雇用契約に限定をする趣旨ではなくて、契約形態が委任あるいは請負であつても、その種々の状況から全体的に考察をいたしまして、それが雇用に基づく労務の提供である、こういうことが言えれば、これは労働債権として保護をすべきだと、こういう解釈が一般に取られておりまし、御指摘のように、現に裁判所においてもそのような扱いをしていると承知しております。

○福島瑞穂君 労働債権の保護の次なんですが、法案は、更生計画認可以前にも会社資産の営業譲渡を許可することができるとの規定を四十六条二項で設けています。

そうすると、会社の値打ちのある資産や事業が早期に営業譲渡されることになつて、残つた会社

は破産又は清算に至る可能性が高くなるのではないか。その場合、現在、共益債権として保護される範囲以外の退職金は破産又は清算により支払われなくなるおそれがあるのではないか。日本では

は退職金は賃金の後払いの性格を持つておりますので、退職金はその全額を共益債権とするという原則を明確にする、その上で支払に関して労使協議を行うようにすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 現在の扱いにおきましても、更生手続が開始された後、会社側の都合で解雇をする、こういう場合は退職金は全額共益債権となります。したがいまして、御懸念のような場合は、正にその全額が共益債権となりますので、これは随時、弁済を受けられるということになります。

したがいまして、改めて協議等の仕組みを作らなくとも十分権利の行使は図られる、保護は図られると、こう考えております。

○福島瑞穂君 社内預金についてお聞きをいたします。

現行では全額を共益債権として保護していたのに、法案は退職手当と同一の水準に切り下げています。これについてはいかがでしようか。

○政府参考人(房村精一君) これは、現在、預り金と言われておりますのは、その実質はほとんど社内預金、従業員が会社に対して預金をすると、こういうものでございます。したがいまして、法律上は貸金請求権ということで、民法等の実体法においては特段先取特権も与えられない普通の債権でございます。退職金あるいは給料債権、これは民法、商法においても先取特権が与えられて、特別の保護が与えられている債権でございます。

なぜ、そういう実体法上、先取特権等も与えられない預り金が全額共益債権になつたか。これは、昭和二十七年の立法当时、主に炭鉱、これを想定して、炭鉱の労働者が給料を受け取る、次に町に出て金融機関に預けるまでの間手元に置いて

ておけないので会社に預かってくれと、言わば正に保管を会社に委託した、こういうような預り金が当時相当あつた。それはやはり正に給料そのものだから、これは全額保護する必要があるのではないか、こういうことで全額共益債権としたという立法経緯がございます。

ところが、その後、そのような形の預り金といふのはほとんどなくなつてしまいまして、実質的には預金と変わらない、社内預金の預り金になつてしましました。そういうことからしますと、保護の必要性という意味では、もちろん預ける立場からすれば保護してもらいたいというのは当然でございますが、例えは退職金あるいは給料債権、こういう実体法上も優先的な地位が認められております債権と比較して、社内預金だけを共益債権として全額保護するというのは法律的に見ると、こういう改正をしたいということござります。

○福島瑞穂君 今のお説明で一定程度分かつたのですが、働いている労働者にしてみれば、会社に預けたお金は、人質ではありませんが、かなり限られなく、実は給料債権厳密には給料債権ではありませんけれども、それは極めて、保護されるのではないかというよう思つてゐる人も多いのではないかと思うのですが、いかがでしようか。

○政府参考人(房村精一君) 法律的性質は今申し上げたとおりでございまして、通常の預金債権と基本的には変わらないだろうと思います。ただ、会社に預けて、会社を信頼しているという面もありますでしようから、今回、一気に廃止というこ

とではなくて、退職金並みの保護を与えるということにしております。

ただ、問題は、そういう事情を利用の方々に十分知つていただいて、そういう危険があるということを御承知の上で社内預金を利用すると、

これは、更生計画による変更をいたしますが、労働契約の影響を受けないということが明文で規定されています。そういうことから、更生手続が開始をいたしましても労働契約あるいは労働協約の内容は依然として従前どおりのものとなつております。

そして、使用者の立場に管財人が立ちますので、管財人が更生計画を遂行する上に整理解雇が必要である、こういう判断をした場合には、労働協約等で定められた手続を経て、かつ一般に整理

共益債権として保護される範囲はこの程度に限定されるということを十分周知をして、その上で利用していただくということを考えたいと思っております。

○福島瑞穂君 じゃ、もう危ない会社の場合は預金を引き下ろした方がいいみたい。そういうわけではないかもしませんが。それで、民事再生法の議論の中で、民事再生手続に基づく人員整理はないという、民事再生手続が人員整理に結び付かないようにとうことはかなりこの法務委員会の中でも議論があつたと思います。しかし、実際は民事再生計画に基づく整理解雇がしばしば行われております。今回の会社更生法の改正案においても、労使協議によらずに更生計画に基づく整理解雇が濫用されると、それはないでしょうか。

ちよつとこれは、この部分は質問通告しているので申し訳ないですが、民事再生手続における人員整理、整理解雇についてはどういうふうに把握をしていらっしゃるでしょうか。後者の質問は厳密に質問通告していないので、もし分かれば教えてください。

○政府参考人(房村精一君) まず、更生手続における解雇の問題でございます。

これは、更生計画を定めまして債権者あるいは株主等の権利の変更をいたしますが、労働契約そのものは更生計画による変更の対象となつております。

また、更生手続が開始をいたしますと、労働契約等はいろいろ影響を受けますが、労働契約はその影響を受けないということが明文で規定されています。そういうことから、更生手続が開始をいたしましても労働契約あるいは労働協約の内容は依然として従前どおりのものとなつております。

そこで、使用者の立場に管財人が立ちますので、管財人が更生計画を遂行する上に整理解雇が必要である、こういう判断をした場合には、労働協約等で定められた手続を経て、かつ一般に整理

解雇に必要とされている判例上確立したと言われている四要件、これを満たす、そういうことが必要となります。したがいまして、更生手続であるから解雇が特に容易になるということは法的に全くございません。これは再生手続においても同様の考え方だうと思います。

ただ、申し上げたいのは、やはり更生あるいは再生という非常に窮境にある会社の場合に、その再建を図るために一定の整理解雇が必要とされる場合が相当数あるだうということは一般的に申し上げることができますかと思ひます。

○福島瑞穂君 民事再生手続に基づく整理解雇がどういうものなのか、こちらの方もちょっともう少し調べて、もちろん整理解雇をやりたくてやるところはないでしようけれども、その整理解雇等が、今、民事局長の方から整理解雇の四つの要件の要件はきつと遵守し、かつ労働協約に基づくという御説明はあつたのですが、新聞やいろんなものを見ますと整理解雇、人員整理が非常に行われているというのもありますので、ちょっとこちらも検討した上でまたお聞きをしたいと思いま

す。

営業譲渡で更生計画前の営業譲渡を行いやすくすることが法案のねらいの一つと言われておりますが、営業譲渡に際して当該事業部門で働く労働者の雇用に関して的確な保護措置が取られているだろうかと。この点については法案は、裁判所の許可を必要とするとともに、裁判所は営業譲渡の許可をする場合は債権者、労働組合等の意見を聴取しなければならないというふうにしてはおりま

す。しかし、聴取だけですから、意見を聽けばいいわけで、それが適正化の担保になるだうかといふ点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 営業譲渡は、適切に行使されると、その譲受け先の企業において事業が継続され、かつ更生会社の方にとつては譲渡の対価によりてはより多くの弁済を可能とする、また労働者にとっても雇用の機会が確保できると、こういうメリットもございます。また、しか

し同時に不相当地営業譲渡がなされると、事業の継続もうまくいかず、また弁済計画等もうまくいかないと、こういうことにもなりかねません。したがつて、営業譲渡についてその的確性を判断するということ是非常に重要でございます。

原則としては更生計画で行うことにしておりますが、会社更生の申立てがなされると、営業の劣化というは非常に早く進みます。お客は逃げてしましますし、従業員の中でも有能な人は先に見切りを付けて移つてしまふ。こういうようなことがあり得ますので、できるだけ早く営業譲渡をする必要があります。このようなことから、裁判所の許可にかかるしめたわけでございます。

裁判所がその許可をするに当たりまして債権者あるいは労働組合の意見を聞くということにいたしましたのは、やはり非常に利害関係を持ついる人たちの意見でございますので、特に労働組合については会社の内部事情、そういうしたものも詳しいと、こういうことからその意見を聞くこととしておりますので、そこで述べられた意見については裁判所もそれを尊重した上で判断をされます。

○福島瑞穂君 営業譲渡が速やかに行わなければ、そのもよく分かりますが、一方で、働いていた人にとっては営業譲渡でかなり境遇が激変をしてしまうこともありますので、ここはもう少し立法的に何か保護措置が取られないかというふうには思つております。

会社分割法では労働組合との協議は、労働組合の同意は必要ではありませんが、労働組合との協議は会社分割法は必要としています。しかし、営業譲渡に際しては、会社分割法創設に当たつて改訂された商法の規定及び労働契約承継法に基づいて事前に労働組合及び当該事業部門の労働者との協議を行ふこと、また原則として譲渡に当たつて雇用を引き継ぐべきことを法案で明確にすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 営業譲渡は、適切に行使されると、その譲受け先の企業において事業が継続され、かつ更生会社の方にとつては譲渡の対価によりてはより多くの弁済を可能とする、また労働者にとっても雇用の機会が確保できると、こういうメリットもございます。また、しか

渡と雇用は別のことだということで雇用は全然それに入つておりますんけれども、実は働いている人もくつ付いていくことになりますので、譲渡に当たつて雇用を引き継ぐべきことを法案で明確にすべきではないかという点についてはいかがですか。

○政府参考人(房村精一君) まず、営業譲渡の場合に雇用をどう保護するかという問題は営業譲渡一般の問題で、特に会社更生手続の中で営業譲渡が行われる場合に限定された問題ではございません。そういう意味で、会社更生法でそこの手当

をするということは考えにくいくらいと思っております。それからもう一つ、次に、じゃ営業譲渡一般について雇用の保護をどうするかということもまた問題となり得るところであります。ただ、この点、雇用の保護、こういうものを目的としております労働法とそれから商法、これはおのずから規律対象が異なります。商法は会社組織の在り方等について基本的な事項を定めると、こういう役割を担つておりますし、労働者の保護については、組織の再編に伴う場合を含めまして、社会政策的理念に基づく労働関係法規によって手当てがなされると、こういうことが現在の法体系の在り方でございます。

そういう点で、このよな観点から、労働関係法規を所管する厚生労働省におきまして企業組織再編に伴う労働契約の保護の在り方につきまして研究会を組織して検討をしたところでございますので、法務省としてもその厚生労働省の結論を踏まえて同省とも協力して対応していきたいと、こう考へておいでいるところでございます。

○福島瑞穂君 確かに、商法で労働者の保護といふのは規定にないで、厚生労働省が会社の組織変更に伴う労働者の保護をどう図るかという立場をどうするかということであるというのはよく分かります。ただ、ここで議論するときは労働者の保護が議論できなくて、厚生労働省が会社の組

または特定の労働者を排除するというときに救済が与えられるかどうか、こういうことが実際の問題だうと思います。

そういう点に關しましては、労働契約の承継と営業譲渡の関係をどう考えるかにかかわらず、おむね不合理な差別をした場合には救済が与えられるという方向の解釈が取られているのが通例と思つておりますので、そういう考え方でそれが救済は図れるのではないかと、こう考へてはいるが検討はしたいと思います。

○福島瑞穂君 ただ、新しく会社を作つた場合に、ある特定の組合の人たちを排除する、あるいは清算事業団のようなところに追い込む、あるいは新規採用しないとかということも実態はありますので、この点については法務委員会その他とのところでもきつとやるべきではないかというふうには思つています。

次に、先ほど労働債権のことをお聞きしましたが、それと少し関係するのですが、下請中小企業の問題です。

近年の大型倒産事件で更生法を利用した再建例を見ると、ゼネコン、流通、金属など、いずれ

の場合も更生会社は再建されるものの、その更生会社の生産を実態的に担つてきた下請中小企業では連鎖倒産が大量に発生をして、下請中小企業に働く労働者の失業、賃金、退職金の不払が多く発生をしています。

法改正は、企業の事業再編や産業再編にとっての利便性を高めるだけであつてはならず、日本は中小企業で成り立っている面もありますので、これら下請中小企業の事業継続や労働者の雇用確保にも十分資するものとして改正される必要があると考えます。その点で改正案はどのような措置を盛り込んでいらっしゃるでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 御指摘のように、更生手続が取られますと一般的に弁済が禁止されままでの、それによりまして、取引先、特に中小企業が連鎖倒産をするというおそれがあります。

この点に関しまして、会社更生法は、やはり中小企業の連鎖倒産を防止するために、更生会社を主要な取引先としております中小企業につきまして、その弁済を受けないと企業の継続が危ぶまれるというような場合には、裁判所の許可によりまして弁済をすることができると、こういう許可弁済の制度を設けております。これは、正に連鎖倒産防止をねらつたものでございます。

そのほか、直接、法律上、中小企業の連鎖倒産防止という目的が書いてございませんが、少額債権につきましては、これによって更生手続が円滑に進むという場合にはやはり弁済ができるという制度もございますし、また今回の改正におきましては、書きぶりとしては特に中小企業の救済ということは明文では書いてございませんが、実際の運用いたしましては、この少額債権の弁済の制度を用いましてそれぞれの中小企業の救済を図っているということが実情でございます。

また、更生計画の内容につきましては、少額債権についてはその公平を害しない範囲で優遇がで

きるという扱いが現になされておりますので、このような措置を通じてそれなりに中小企業の保護が図られていると考えております。

○委員長(魚住裕一郎君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

○福島瑞穂君 時間ですでの、終わります。

十一月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、 盗聴法(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律)の廃止に関する請願
四〇二号)

第四〇一号 平成十四年十一月二十一日受理
盗聴法(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律)の廃止に関する請願

請願者 秋田市樅山川口境二三ノ三 長谷川友治 外二百九十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

第四〇二号 平成十四年十一月二十一日受理
盗聴法(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律)の廃止に関する請願

請願者 秋田県横手市平和町八ノ三〇 小西洋三 外二百九十九名

紹介議員 中村 敦夫君

この請願の趣旨は、第七五号と同じである。

平成十四年十二月十一日印刷

平成十四年十二月十二日發行

參議院事務局

印刷者 財務省印刷局

K